

5 東紀州地域の集客交流拠点について

東紀州地域への集客交流をはかるため、平成19年2月尾鷲市に熊野古道センターを、昨年7月熊野市に紀南中核的交流施設「里創人 熊野倶楽部」を整備しました。

1 熊野古道センター

(1) 現状

本年度は熊野古道世界遺産登録5周年を記念し、より熊野古道や熊野古道周辺の文化などを知っていただくため、企画展や交流イベント、体験学習など、地域と連携しながら事業を展開してきました。その結果、来館者数は2月末時点で約10万1千人と、対前年同期比で約23%の増となっています。

(2) 今後の取組方針

今後は、隣接する「夢古道おわせ」との交流イベント開催等での相互協力や、和歌山県「世界遺産センター」との相互PR、交流学習会の開催など、他の施設との連携を一層深めていきます。

また、東紀州の祭りなどを紹介する企画展や、学校と連携した熊野古道に関する出前授業・体験教室など、地域と協働しながら事業を展開し、熊野古道センターへの集客交流をはかっていきます。

2 紀南中核的交流施設「^{リゾート}里創人 熊野倶楽部」

(1) 現状

「^{リゾート}里創人 熊野倶楽部」の2月末までの利用状況は、宿泊客数が1ヶ月当たり約1千人、日帰客数が1ヶ月当たり約1万4千人となっています。

なお、宿泊客は、熊野古道体験ツアーを含め那智黒石加工体験や竹細工など、約4割が何らかの体験プログラムを利用しており、滞在時間が長いことが特徴となっています。

(2) 今後の取組方針

今後予定されている高速道路無料化実験を踏まえ、地元市町等と連携しながら、東紀州地域のイベント情報などを「^{リゾート}里創人 熊野倶楽部」のホームページ等で積極的に情報発信し誘客をはかるとともに、地域資源を生かした体験プログラムの実施などにより施設の付加価値を高めていきます。

また、地元の事業者等をメンバーとする「熊野倶楽部の会」において一次製品のブランド化や地域の祭り等との連携強化をはかるとともに、地域の方々やNPO、県、地元市町等とが連携を深め、集客交流拠点である当施設を十分に活用した、地域が一体となった取組を展開していきます。

6 平成20年度包括外部監査結果に対する対応結果について

1 外部監査の概要

平成20年度包括外部監査は、平成19年度に運用及び構築中の「情報システムに係る財務に関する事務の執行」をテーマに実施されました。

監査の要点としては、①情報システムの調達の適切性、②情報セキュリティ、③情報システムの有効性、経済性、効率性の3点でした。

2 政策部の外部監査の対象

政策部に対しては、全庁の大規模な11システムの全般的な財務事務、及び政策部の所管する①情報基盤整備^{注1}、②三重県情報ネットワーク^{注2}の2システムに係る監査を受けました。

注1 情報基盤整備 平成14年度から平成20年度までの間、運用した行政用の情報ネットワーク

注2 三重県情報ネットワーク 平成19年度に設計し、平成20年度に構築、平成21年度から運用を開始した現行の行政情報ネットワーク

3 外部監査の結果

政策部に対する監査結果及び意見は、次のとおりでした。

- (1) 全般的な結果及び意見 【結果】^{注3} 2件、【意見】^{注4} 10件
(2) 政策部の対象システムに対する結果及び意見 【結果】0件、【意見】4件

注3 結果 規程及び基準等への準拠性に関し指摘したもの

注4 意見 監査人としての意見を述べたもの

4 監査結果に対する対応

監査の要点ごとの結果及び意見、政策部対象システムに対する結果及び意見を受け、次のとおり対応しました。

(1) 情報システムの調達の適切性について

【結果及び意見の概要】

情報システムの調達については、適正な手続の実施だけでなく、検討過程の文書化やその文書の保管等、一層の公平性・透明性を確保していく必要がある。

【対応】

全庁の情報システムに係る調達の適正化を進めるため、情報システム審査委員会において、予算要求前審査、契約前審査を実施しています。

情報システムの調達における、調達手段等の意思決定過程の文書化や、システム稼働中の文書、資料等の保管については、全所属長あてに通知を行い、適正に管理するよう指導しました。

(2) 情報セキュリティについて

【結果及び意見の概要】

パスワードの定期的な変更がなされていないもの、外部委託業者のセキュリテ

ィ管理等の確認がされていないもの等がある。情報セキュリティについては、不備の改善はもとより、一層の管理体制の強化が望まれる。

【対応】

情報システムのパスワード変更については、指摘のあった7システムすべて対処しました。また、他のすべてのシステムについても、パスワードを定期的に変更するよう通知するとともに、情報セキュリティ・セルフチェック等で確認しています。

外部委託業者のセキュリティ管理に関しては、すべてのシステム管理者に通知するとともに、対応が十分でないシステムについては内部監査を行うなど、セキュリティ管理体制を強化しています。

(3) 情報システムの有効性、経済性、効率性について

【結果及び意見の概要】

情報システムの委託業務の内容に応じた単価を設定した上で、実績等を勘案して、委託金額の適正性を定期的に検討する必要がある。また、情報システムの導入・変更の有効性、効率性の評価・審査を確実に実施することができるように、効果・目標値の設定や到達度の測定の仕組みを整備することが望まれる。

【対応】

情報システムの費用積算に当たっては、予算要求前審査及び契約前審査において、委託事業者から作業内容別の詳細な見積明細を徴収するとともに、技術者単価が委託業務内容に応じて適正に見積もられているか厳正に審査しています。

情報システムの有効性・効率性の評価については、CIO補佐官^{注5}の指導を受けながら、情報システムの企画、構築から運用、評価に至るPDSサイクルの仕組みづくりに取り組んでいます。

注5 CIO補佐官 組織におけるITの責任者(CIO=Chief Information Officer:情報統括責任者)を補佐する人材で、専門的見地からITの効率的・効果的な利活用に関する提案・助言等を行う。

(4) 政策部所管システムに対する意見について

【結果及び意見の概要】

①情報基盤整備

業務を再委託する場合、経緯の明確化、委託業務の内容に応じた適切な単価の設定、情報システム導入時の検討資料の保管が望ましい。

②三重県情報ネットワーク

予定価格の算定過程の明確化について、仕様書と予定価格積算の基礎要件の整合性を慎重に確認することが望ましい。

【対応】

業務の再委託については、その検討経緯について適切な保存管理に努めるとともに、情報システム導入時の検討資料の保管については、個々に内容を確認し、必要に応じて延長措置を取るようになりました。

また、調達にあたっては、「見積作成ガイドライン」を参考にした単価設定を行うとともに、仕様書と予定価格積算との整合性について確認しています。

平成20年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 全般的な結果及び意見		
(1) 調達方法の意思決定過程の明確化【意見】		
<p>機器などの調達を実施する際にはいわゆる「買取」か「リース」による調達を行うことが一般的であり、それぞれの方法により調達コストは異なるものとなるが、「買取」、「リース」の調達手段を選択するに至った意思決定過程が明確に残されていなかった。</p> <p>調達する情報システムの技術的特性や機器の利用計画など、「買取」、「リース」の調達手段を選択するに至った意思決定過程を明確にすることが望ましい。また、調達ガイドラインにも示されているように、県は情報システムの調達においてはトータルライフサイクルコストを重視していることから、特に「リース」で調達することを選択した際には、これら調達手段の意思決定過程をより詳細に明確にすることが望ましい。</p> <p>これら調達手段の意思決定過程を文書化し保管しておくことは、今後の情報システムの更改時や、他の部局の情報システム調達の際にも有用な情報となるため、調達方法の意思決定過程の文書化及び保管の仕組みを整備することが望ましい。</p>	<p>機器などを調達する際、「買取」か「リース」かの調達手段の選択に当たっては、予算要求前審査において、その意思決定過程を確認し、審査を行っています。</p> <p>また、稼働中システムに係る、企画・構築から運用に至る文書・資料等の保管については、全所属長あてに通知を行い、適正に管理するよう指導しました。</p>	政策部
(2) 契約書における各種費用の金額内訳の明示【意見】		
<p>調達案件それぞれの契約金額の内訳が明確になっていない場合、検収を行う際に契約金額や委託業務内容に見合う作業やサービス提供が実施されたのかについて判断することができないが、ひとつの契約の中に種類の異なる複数の調達案件が含まれた契約形態になり、かつ、契約金額の内訳が明確になっていない案件があった。</p> <p>それぞれの調達案件の検収を行う際には、契約金額や委託業務内容に見合う作業やサービスの提供状況を判断できるような契約を締結する必要がある。種類の異なる複数の調達案件を外部委託事業者が発注する際は、個々の調達案件それぞれの契約金額の内訳を明確にする、または、調達案件ごとに別契約で締結されることをチェックするための仕組みを整備することが望ましい。</p>	<p>契約内容の明確化は、履行の確認や業務委託の精査に必要不可欠であることから、委託事業者からの作業内容別の詳細な見積明細を徴収するよう指導（通知）しており、これを情報システム審査において厳正に審査しています。</p>	政策部
(3) 賃貸借契約締結時の設置費用などの取扱い【意見】		
<p>情報システムの賃借料にシステムの設置や移行作業費用が含まれているケースが発見されたが、設置費用や移行作業費用については一時的に発生する費用であ</p>	<p>情報システムの調達においては、機器更新に伴う移行作業費用やソフトウェアのバージョンアップ作業等と</p>	政策部

17

<p>り、継続的な役務の提供を受けるような性質のものではないため、本来は賃貸借契約の対象とすることは望ましいものではない。設置費用・移行作業費用を賃貸借契約の中に含めるといった判断をした場合には、その経緯・理由を明確にすることが望ましい。</p> <p>また県では、情報システムの全体最適化を推進するために、平成20年度より情報化担当部署が中心となってすべての情報システム関連投資案件の情報を各部署から収集し、各システムの調達・調達後の経済性・有効性を評価しているため、その枠組みの中で上述の各部署の取組み状況を管理することが望ましい。</p>	<p>機器導入にかかる賃貸借とは明確にすべきであると考えており、予算要求前審査において、その考え方を聞き取り、理由を説明できるように指導しています。</p> <p>また、県全体の情報システムを把握するとともに適正な調達に努めており、今後、ITガバナンスを確立する中で、有効性、経済性を評価していきます。</p>	
<p>(4) ハウジング契約についての一歩化に関する検討の実施【意見】</p>		
<p>県では、行政WANに接続された多くのサーバやネットワーク機器を県の出資団体が保有するデータセンターで管理・運用しているが、現在、当該データセンターへのハウジング（データセンターの一部の場所を使用させるサービス）に関する契約行為は情報システムを所管する部署がそれぞれ行っている。</p> <p>今後は可能な限り契約関係を一本化することにより、ハウジングにかかる県庁全体の費用を明確化し、データセンターの外部委託による費用対効果の測定を行うことにより価格交渉材料とすることも含めて検討することが望ましい。</p>	<p>ハウジング契約については、平成19年までは、県出資のデータセンターが県の情報ネットワークに利用できる唯一のデータセンターであったため、集中してしまいましたが、現在は、複数のデータセンターが県内に存在することから、競争入札で契約を行い、より安価で調達できるように努めています。</p> <p>また、中小システムについては、統合サーバ化を推進しており、運用経費の削減に努めています。</p>	<p>政策部</p>
<p>(5) 詳細な内容が記載された見積資料の入手・保管【意見】</p>		
<p>随意契約において調達を実施する場合、より調達の透明性を確保することから、実際に要した作業工数等との比較を事後的に可能にしておく必要があるが、外部委託事業者から入手した作業単価と作業工数などの具体的な内訳を示す資料の保管がなされていないケースが見受けられた。</p> <p>随意契約において調達を実施する場合においては、より調達の透明性を確保することから、少額の契約であっても実際に要した作業工数等との比較を事後的に可能にしておく必要がある。そのためにも、各部署が作業単価と作業工数などの具体的な内訳を示す資料を入手・保管するよう指導していくことが望ましい。</p>	<p>作業内容、作業単価、作業工数などについては、詳細な内訳を求めて情報システム審査委員会の予算要求前審査、契約前審査で確認するとともに、内容の適正について審査しています。</p> <p>また、情報システムの調達における、調達手段等の意思決定過程の文書化や、文書・資料等の保管について、全所属長あてに通知を行い、適正に管理するよう指導しました。</p>	<p>政策部</p>
<p>(6) 委託業務単価の目安額の見直し【意見】</p>		
<p>県では「見積作成ガイドライン」を策定し技術者料金（単価）の目安を設定しているが、当該単価は中小規模のベンダを想定した金額であり、大手ベンダに委託する際の市場価格とは乖離している。</p> <p>現状は大規模システムの開発・運用業務を委託するベンダとして大手を採用しているケースが多いことを考慮すると、大手ベンダとの間で契約を締結する場合には目安として活用することができないのが実態である。また、SI事業者の作業単価の目安となる価格帯は設定されていない。</p>	<p>大手ベンダ（※1）の技術者単価については、全国的に標準とされる基準額や資料が存在しないことから、各ベンダの単価表や過去の契約実績を勘案し判断しています。</p> <p>また、SI事業者（※2）の単価については、契約の内容が各案件により異なり契約の実績も少ないことから、目安となる単価の作成は現状では困難なため、個々</p>	<p>政策部</p>

<p>中小規模のベンダのみならず、大手ベンダを想定した技術者料金の目安も設定することが現実的である。また、SI 事業者への委託についても規模の案件によって採用する単価等は異なってくるものと考えられるが、より予定価格算出の透明性を高めるためにも、過去実績や規模ごとの単価の比較などを通じて情報を収集した上で、一定の指標としてマニュアル化をすることが望ましい。</p> <p>まずは市場における価格情報を収集することで当該ガイドラインで設定する技術者料金を市場価格に近づけ、精度の向上を図ることによって、当該ガイドラインを「目安」としてだけでなく外部委託事業者との価格交渉材料として活用していくことが可能となる。</p>	<p>の案件の契約内容に応じて判断しています。</p> <p>今後も、単価表等の情報収集に努めるとともに契約実績を積み重ねることにより、より精度の高い技術者単価の把握に努めます。</p> <p>(※1) ベンダ： 製品の販売会社、製品メーカー、販売代理店のこと。</p> <p>(※2) SI 事業者（システムインテグレータ）： 情報システムの企画・管理・運用を一元的に取りまとめる役割を果たす事業者のこと。</p>	
<p>(7) 委託業務内容に応じた適切な単価の設定【意見】</p> <p>外部委託事業者の情報システムの再構築や保守等の業務を委託する際に外部委託事業者から契約金額とともに積算根拠資料が提示されるが、システムエンジニアが実施するシステム設計作業であっても、プログラマが実施するプログラミング作業であっても、技術者料金はすべて一律の金額が適用されており、作業の難易度を考慮した単価設定になっていなかった。</p> <p>委託金額の算出の際に用いる単価は、一律に設定するのではなく、委託する業務内容に応じて適切な単価を適用することが望ましい。外部委託事業者と契約する際の単価が「見積作成ガイドライン」で定める技術者のランクや技術者料金の基準よりも大幅に高額な場合は、その理由を明確にした上で、外部委託事業者が県にもたらす付加価値や委託業務の特殊性、他の外部委託事業者への委託先変更の可能性等も合わせて明確にすることが望ましい。また、これらの取組について情報関連システムを全体的に把握することができる部署が県庁全体に指導していくことが望ましい。</p>	<p>作業の難易度に対応した技術者の単価設定については、技術者のランクに応じて「予算見積作成ガイドライン」に記載し、目安としています。</p> <p>情報システム審査委員会の審査においては、技術者料金についての単価を求め、委託業務内容に応じた適正な単価で見積られているか厳正に審査しています。</p>	政策部
<p>(8) パスワードの定期的な変更【結果】</p> <p>情報システムのパスワード管理について、県の「情報セキュリティ対策基準」では、システム上で変更できない場合を除いて一定の頻度で変更することが求められているが、定められている頻度で定期的に変更されていないものが存在した。</p>	<p>改善意見のありました7システムのパスワード変更については、全て対応しました。一人一台パソコンについては、パスワードの有効期限を設定し、定期的に強制変更することとしました。</p> <p>また、すべてのシステム管理者に対しパスワード変更するよう通知し、内部監査等でチェックしています。</p> <p>さらに、「三重県電子情報安全対策基準」については、システム管理者等に研修を行うなど、周知徹底に努めています。</p>	政策部
<p>(9) 外部委託事業者に対するセキュリティ管理の実施状況の確認【結果】</p>		
<p>外部委託事業者へのセキュリティ管理の実施状況確認について、県の「情報セ</p>	<p>外部委託業者のセキュリティ管理に関しては、契約時</p>	政策部

セキュリティ対策基準」では外部委託事業者が契約内容に基づいた管理を実施していることを確認することが求められているが、外部委託事業者によるセキュリティ管理の実施状況が確認されていない、もしくは確認の記録が残されていないものが存在した。

確認が行われない場合、県が外部委託事業者に求めるセキュリティ基準を遵守していないケースが存在しても、それを発見し是正させることができず、外部委託事業者のセキュリティ管理に起因した情報漏洩などのセキュリティ事故が生じる可能性が高まる。

に守秘義務や個人情報保護などについて厳格に明記するとともに、その内容を履行確認するよう「三重県電子情報安全対策基準」において規定しています。

さらに、平成 21 年度から、内部監査等でその内容を確認するなど、セキュリティ管理体制を強化しています。

(10) 県庁全体における情報システムの最適化のさらなる推進【意見】

県では個別の情報システムの導入に対する最適化を推進する仕組みは導入されているものの、これら情報システムの導入検討や外部委託事業者との契約締結は基本的に各部局内で完結している。このため、各部局内の情報システムの個別最適化は図られているが、県庁全体の情報システムを俯瞰した全体最適化を図るための仕組みが不十分である。

情報システムの導入・利用は、各部局の情報システム単位ではなく部局横断的に各情報システムを俯瞰し、県庁全体の情報システムの最適化を推進することが望ましい。その中で、情報システムの共同構築の検討や、情報システムの運用・保守業務の共同化の検討などを継続的に実施することが望ましい。県では平成 20 年度以降、全体最適化への取組を強化していることから、今後も継続的にこれらの取組を推進、改善していくことが望ましい。

全庁的な情報システム適正化のため、平成 18 年度に情報システム審査委員会を設置し、県全体の情報システムの把握に努めるとともに、予算要求前審査・契約前審査を行っています。

平成 19 年度から全庁情報システムの適正化に向けた検討を始め、平成 20 年度全庁システム適正化計画を策定し、基幹系システムの職員認証、監視の共同化や中小システムのサーバ統合などにより、情報システムの最適化に取り組んでいます。

これらの取り組みを効率的に進めるため、C-I O 補佐官を設置し、さらなる県庁全体の情報システム適正化に向け、取り組んでいきます。

政策部

(11) 情報システム導入時の検討資料の保管【意見】

情報システムの新規導入時に作成したシステム構想や調達などに関する資料が、情報システムが稼働中であっても廃棄されているシステムが存在した。「三重県公文書管理規程」では契約その他権利義務に関する文書の保管期限は 5 年とされており、当該ルールに準じて廃棄されているものと思われるが、これら資料がない場合は過去の導入経緯を参考として情報システムの調達手続の改善を図ることが困難になる可能性がある。

情報システムの調達における、調達手段等の意思決定過程の文書化及び、稼働中システムの文書・資料等の保管については、全所属長あてに通知を行い、適正に管理するよう指導しました。

政策部

(12) 情報システム導入・変更による効果測定の確実な実施の検討【意見】

県では①県民サービスの向上、②業務の効率化、③コスト削減、などの観点から、情報システムの導入・変更によりもたらされる効果・目標値の設定状況を予算要求前審査の審査対象としている。しかし、各部局が審査時に回答した「情報化関連予算調査表」には、効果・目標値が明確にされていないケースがあった。

効果・目標値が明確にされていない場合は、審査の中で十分に確認し、情報システムの有効性、効率性を検討するとともに、その設定や到達度の測定が確実に

情報システムの有効性・効率性の評価については、予算要求前審査時に審査しています。

さらなる充実を図るため、平成 21 年度から委託した C I O 補佐官の指導を受けながら、情報システムの企画、構築から運用、評価に至る P D S サイクルの仕組みづくりに取り組んでいきます。

政策部

50

実施されるための仕組みをシステム投資の規模や効果測定の難易度に応じて順次整備することが望ましい。

Ⅱ. 情報システム毎の結果及び意見

1. 情報基盤整備

(1) 再委託の経緯の明確化【意見】

三重県ケーブルイントラネットワーク運用管理業務委託(平成 17 年度から平成 19 年度)については A 社と随意契約を締結している。一方で、A 社は当該三重県ケーブルイントラネットワーク運用管理業務の一部について、B 社、C 社、D 社、E 社に対して再委託を行っており、当該業務に関して再委託承認申請書兼誓約書を提供しているが、県としてこの申請に対応する承認過程を示す文書が残されていなかった。

そもそも契約において納入業者以外の保守業務が当該業者以外には実施し得ないことを随意契約の理由としているにもかかわらず、安易に外部委託事業者が再委託を実施することは、随意契約を限定している地方自治法の趣旨から逸脱していると思われる。

業務の内容によっては再委託を実施することが必要な場合も考えられるが、その場合は再委託する業務内容、範囲、再委託の実施にかかる対価、再委託先に求められる情報管理体制を明確化した上で外部委託事業者が再委託を行うことの妥当性を慎重に検討・承認し、その過程についての透明性を確保するためにも文書として保存することが必要と判断される。

業務の再委託については、その必要性を判断したうえで承認するものとし、その過程を文書で記録、保存することとしています。

本件についてはその記録が保存されていなかったことから、外部監査以降は漏れなく適切な保存管理が行われるよう注意しており、今後も適切な記録保管を行います。

政策部

(2) 《再掲》委託業務内容に応じた適切な単価の設定【意見】

情報システムの再構築や保守等の業務は、外部委託事業者へ委託された。これらの契約を締結する際、外部委託事業者から契約金額とともに積算根拠資料が提示されるが、作業単価の妥当性が十分に検討されていないと思われる箇所があった。

具体的には、積算根拠資料に各案件で発生する個別作業の内容が列挙されていたが、システムエンジニアが実施するシステム設計作業であっても、機器設置作業や部品交換作業のように比較的簡単な作業であっても技術者料金はすべて一律の金額が適用されており、作業の難易度を考慮した単価設定になっていなかった。

委託金額の算出の際に用いる単価は、一律に設定するのではなく、委託する業務内容に応じて適切な単価を適用することが望ましい。外部委託事業者と契約する際の単価が「見積作成ガイドライン」で定める技術者のランクや技術者料金の基準よりも大幅に高額な場合は、その理由を明確にした上で、外部委託事業者が

調達当時は、「見積作成ガイドライン」等が未整備だったこともあり、平均的な単価で積算しました。

現在は、「見積作成ガイドライン」を参考に、業務内容に応じた単価を適用しています。

政策部

<p>県にもたらず付加価値や委託業務の特殊性、他の外部委託事業者への委託先変更の可能性等も合わせて明確にすることが望ましい。</p>		
<p>(3) 《再掲》 情報システム導入時の検討資料の保管【意見】</p>		
<p>情報基盤整備の新規導入時に作成したシステム構想や調達などに関する資料が廃棄されていた。「三重県公文書管理規程」では保管期限は5年とされており、導入から5年が経過した情報システムでは当該資料が廃棄されていることはルールに準じた手続きであるが、関連文書がない場合は過去の導入経緯を参考として情報システムの調達手続の改善を図ることが困難になる可能性がある。</p> <p>また、人事異動などでネットワーク導入時の担当者が次のネットワーク再構築時に担当から外れた場合のことを考慮すると、当該資料が残されていない場合には前任者と後任者の間でノウハウの継承が困難となる可能性がある。</p>	<p>保管期限を迎えた文書について、当該システムの稼働状況と照らし合わせながら、個々に内容を確認し、必要な場合は延長措置を取る等、導入時の検討資料の保管に努めています。</p>	<p>政策部</p>
<p>1.0. 三重県情報ネットワーク</p>		
<p>(1) 予定価格の算定過程の明確化【意見】</p>		
<p>52</p> <p>三重県情報ネットワーク構築・運用保守委託業務の仕様書の作成に当たって、県は情報ネットワーク再構築に伴って関連するシステム（学校情報「くものす」ネットワーク）と運用SE業務の共有化・効率化を目的とした見直しを行い、従来運用SE業務について4名体制で実施していたものを3名体制で実施する仕様書とした。しかし、当該委託業務に関する予定価格の積算においては従来の4名体制で運用SE業務を実施することを前提として積算がなされていた。</p> <p>当該計算方法の妥当性についての確認を実施したところ、4名で実施した場合でも3名で実施した場合でも運用SE業務全体としてかかる費用を算出したものであり、計算過程に特に問題はないとの回答を得た。</p> <p>しかし、この考え方に基くとそもそも運用SE業務の共有化・効率化により3名体制での業務を実施可能とした仕様の意義が失われてしまうことになる。実際のサポート体制についても3名体制となる予定であり、予定価格の積算において3名体制による実施を前提として計算すれば予定価格の積算額が低くなる結果となる。</p> <p>当該調達に関しては実際の入札価格が3名体制で積算した金額よりも低かったため、入札結果及び入札額自体に与える影響は結果的になかったと考えられるが、予定価格の積算結果が入札に影響を与えるケースもあるため、仕様書と予定価格積算の前提条件については慎重に整合性を確認することが望ましい。</p>	<p>新情報ネットワークの業務委託に当たって、運用SE業務の要件も見直しましたが、業務内容は従来と変わらないことから積算についてもこれまでの考え方どおり行っていました。</p> <p>外部監査以降の契約案件については、仕様書と予定価格積算との整合性を慎重に確認するようにしています。</p>	<p>政策部</p>

7 平成21年度包括外部監査結果に対する対応方針について

1 外部監査の概要

平成21年度包括外部監査は、「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行」をテーマに実施されました。

監査の要点は、所管部局の管理に関する経費の算定・支出の方法、指定管理者の協定等に基づく施設の管理、収支の経理等の適切性などでした。

2 政策部の外部監査の対象と結果

政策部は、「県立ゆめドームうえの」及び「県立熊野古道センター」における平成20年度の状況について監査を受けました。

各施設の監査結果及び意見は次のとおりでした。

- ・ 県立ゆめドームうえの 【結果】 1件 【意見】 8件
- ・ 県立熊野古道センター 【結果】 0件 【意見】 7件

3 監査の意見・結果の概要と対応方針

〔県立ゆめドームうえの〕

(1) 指定管理料と県有施設としての意義について

【意見概要】

ゆめドームうえのは、ゆめぼりす伊賀の中核施設として、県と伊賀市の相互協力を前提として設置されたものであり、現状の県の支出に関して、必ずしも過去の支出に縛られるべきものではなく、まず、現状における県有施設としての意義を検討した上で、現状において県が負担すべき金額等について、伊賀市と調整を進めることが望まれる。

【政策部対応方針】

ゆめドームうえのの設置の背景、これまでの経緯、平成11年度からの環境の変化等を踏まえつつ、現状の県有施設としての意義と負担すべき金額等について、伊賀市と協議を進めます。

(2) 県の所管部局によるモニタリング（管理運営等の日常的な点検）手続について

【意見概要】

モニタリング手続について、ヒアリングすべき事項などを洗い出し、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

【政策部対応方針】

総務部から示される全庁的に標準化された確認事項に沿って、県民センターでチェックリストを作成するなどの文書化を行い、モニタリング水準を確保します。

(3) 管理業務経費の報告額について

【結果概要】

業務運営において真のコストが報告されなければ、指定管理者と三重県の負担分を正確に把握することができないので、事業報告においては、人件費の工数による按分額等、運営により生じたコストを漏れなく計上する必要がある。

【指定管理者対応方針】

収支状況報告について、人件費に係る支出項目を見直すとともに、伊賀市職員分の人件費を計上し、運営コストを的確に反映した事業報告を行うようにしていきます。

(4) 料金収受に関する規定について

【意見概要】

利用料金の収受業務の委託において、料金収受の具体的内容を仕様書に盛り込むと共に、受託先でも現金管理業務に関するマニュアルを作成することが望まれる。

【指定管理者対応方針】

利用料金の収受業務が適切に行われる水準を確保するため、業務プロセスを明確した内容を業務委託時の仕様書に反映するとともに、受託先の業務マニュアルの作成を検討していきます。

(5) 料金の後納について

【意見概要】

三重県立ゆめドームうえの条例では料金の後納は例外的に認められているが、後納となる場合は、後納申請書を受け取り、指定管理者の承認のもと行われることが望まれる。

【政策部、指定管理者対応方針】

後納申請書の取り扱いについては、県と指定管理者が後納申請のルール化について検討していきます。

【指定管理者対応方針】

振込による納入については、利用時に入金確認を行うなどの対応方法を検討していきます。

利用料金管理における督促のルールについては、明確化するよう検討を行います。

(6) 利用要領の周知について

【意見概要】

料金収受に関しては、「ゆめドームうえの利用要領」が作成されているが、この利用要領はどこにも公開されていないので、作成された要領を

活用して運営に役立てていくことが求められる。

【指定管理者対応方針】

「ゆめドームうえの利用要領」については、伊賀市ホームページへの掲載、ゆめドームうえの館内への掲示を既に行っており、引き続き、利用者に対して適切に利用方法の説明を行うよう対処していきます。

(7) 長期修繕計画の策定について

【意見概要】

ゆめドームうえのは設立から10年以上経過しており、長期修繕の計画は策定されていないので、指定管理者は三重県と協議のうえ、長期的な修繕計画を立てることが望まれる。

【政策部、指定管理者対応方針】

ゆめドームうえの現状を踏まえ、長期的な視点での修繕計画の策定に向けて、県と指定管理者が協議を進めていきます。

(8) 県有備品の管理について

【意見概要】

県有備品の有無や使用可能か否か等について、指定管理者の現物確認による把握が行われていないので、年度協定に合わせ、県有備品の現物確認は年に1度は行うことが必要である。

【政策部、指定管理者対応方針】

県有備品の管理については、管理手順が明確化されず把握状況が不十分なことから、県と指定管理者が県有備品の現物確認方法の検討を行い、適切に管理していきます。

県有備品の管理状況報告については、県と指定管理者が報告方法等の文書化を協議していきます。

(9) 再委託先の選定理由について

【意見概要】

施設管理業務の再委託契約については、伊賀市が随意契約を締結しているが、その理由について、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に当てはまるものかどうかは判断できない。また、当該業務の契約金額は前年度と同額になっており、経年でコスト削減が図れていないため、随意契約理由をより明確にすることが望まれる。

【指定管理者対応方針】

施設管理業務の委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行っていますが、より随意契約理由を明確にすることを検討していきます。

〔県立熊野古道センター〕

(1) 県の所管部局によるモニタリング（管理運営等の日常的な点検）手続について

【意見概要】

県の所管部局によるモニタリング手続については、マニュアルや手順書を作成しておくとともに、現在実施している帳簿や通帳との照合もできる限り痕跡を残しておくことが望まれる。

【政策部対応方針】

指定管理者の監督の手法や業務運営の水準など、最低限実施すべき手続については総務部で標準化を図るべくその範囲を検討することとしており、その結果を踏まえ対応していきます。

(2) 委託先特定非営利活動法人に対する貸館料について

【意見概要】

指定管理者は体験学習事業の運営・実施業務を委託しているが、委託先の団体が別途主催している体験学習については貸館料を徴収していない。契約内容の見直し、貸館料の徴収等の対応策をとることが望まれる。

【指定管理者対応方針】

委託先の団体が別途主催している体験学習は、指定管理者が委託している体験学習と内容が大きく異ならず、ニーズも高いことから、平成22年度以降は、すべて指定管理者主催の体験学習として実施します。

(3) 利用料金の徴収について

【意見概要】

貸館業務等の利用料金の徴収について、後払いの場合は後払申請書を入手する必要がある。また、延滞について定義づけるとともに、督促のマニュアルを設け、入金管理を行う必要がある。

【指定管理者対応方針】

後納申請書を作成し、必ず提出してもらうことにしました。また、申請者に利用料の振込み予定日を確認し、その日が過ぎたら督促の連絡をすることになりました。

(4) 利用料金の減免について

【意見概要】

平成20年度は減免申請が2件あったが、うち1件は申請書に減免理由が明確に記載されていなかった。減免理由の記載を受け、減免の判断を的確におこなうことが望まれる。

【指定管理者対応方針】

施設利用料金減免申請書に減免理由の記載を受けることを徹底し、減免の判断を的確に行うことにしました。

(5) 特別展示室の利用状況について

【意見概要】

特別展示室は、過去に県立美術館から借り受けた資料の特別展示を行ったのみであり、現状この他には活用されていないので、その活用方法について、企画し実行していくこと。また、県所管部局も、このような企画を立案し実行させるためのサポートを行うことが望まれる。

【指定管理者対応方針】

特別展示室の活用方法について、地域の貴重な収集物等を展示することを検討しています。

【政策部対応方針】

特別展示室の利活用につながる方策を指定管理者に助言していきます。

(6) 人員配置と財源について

【意見概要】

図書資料室は平成21年度からは緊急雇用創出事業により人員を配置し、毎日開館しているが、限られた指定管理料の中で継続可能な形で人員配置を検討することが望まれる。

【指定管理者対応方針】

現在事務室内で勤務している職員を交替で図書室に配置し、図書室を管理しながら日常の事務を行うことを検討しています。

(7) 利用実態に合わせた料金設定について

【意見概要】

センター開設から約3年が経過し、施設の利用実態が把握できるようになったため、利用料金の体系について見直すべき時期が来ているのではないかと。まずは、関係者が十分に意見を交換し合うことが必要である。

【指定管理者対応方針】

交流ロビーは地域のイベントやコンサート等に活用されていますが、控え室や準備室など料金設定されている他の施設と併せた一体的な貸出しを行っていきます。

【政策部対応方針】

利用料金の体系については、これまでの実績を踏まえ指定管理者と協議し、助言や指導を行っていきます。

平成 2 1 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
Ⅱ. 個別施設の監査結果		
2. 三重県立ゆめドームうえの		
(1) 指定管理料と県有施設としての意義について【意見】		
<p>ゆめドームうえのは、ゆめぼりす伊賀の中核施設として、県と伊賀市の相互協力を前提に設置され、健康増進から情報提供機能を果たす施設としての役割を果たしている。</p> <p>指定管理料については、指定管理業務に係る支出合計と利用料収入の差額の一部である。この経緯につき、所管部局に質問したところ、ゆめドームうえの設置当時は、管理運営費については上野市（現在の伊賀市）が負担とすることとされてきたが、平成 11 年度より上野市の依頼を受けて県が2分の1を負担することとなったものである。この負担割合については、当時の政策的判断により決められたとのことであった。指定管理者制度が導入された当初においても、協定書における支出額の上限の決定方法について選定委員からの質問に対し、管理運営委託当時の県費支出を参考として算出している旨の回答がなされている。</p> <p>ゆめドームうえのが、伊賀市との相互協力を前提として設置されたものであるとするならば、現状の県の支出に関して、必ずしも過去の支出に縛られるべきものではないといえる。まず、現状における県有施設としての意義を検討した上で、現状において県が負担すべき金額等について、伊賀市と調整を進めることが望まれる。</p>	<p>【政策部】</p> <p>ゆめドームうえのの設置の背景、これまでの経緯、平成 11 年度からの環境の変化等を踏まえつつ、現状の県有施設としての意義と負担すべき金額等について、伊賀市と協議を進めます。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>
(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、本庁担当室でなく地域機関である県民センターで実施しており、本庁担当室では地域機関の実施している確認方法が文書で共有化されていないとのことであった。</p> <p>現地視察時における手続は、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>【政策部】</p> <p>総務部から示される全庁的に標準化された確認事項に沿って、県民センターでチェックリストを作成するなどの文書化を行い、モニタリング水準を確保します。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>

59

(3) 管理業務経費の報告額について【結果】

平成20年度の支出のうち人件費の内容は、利用料金の収受業務の委託先である財団法人伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」）の職員に支払われたものであった。通常、当該支出は委託費に含まれるべきものである。また、指定管理者である伊賀市からは市職員2名が業務に関与しているほか、館長も伊賀市職員であるが、伊賀市職員分の人件費は収支状況報告に一切反映されていないことが判明した。伊賀市に当該人件費の概算金額について問い合わせたところ、平成20年度実績で2,160千円が算出されるとのことであった。このことはすなわち、ゆめドームうえのを運営するにあたって必要となる実際の経費が、伊賀市の報告よりも2,160千円多く必要であったことを表す。このように業務運営においてかかった真のコストが漏れなく報告されなければ、指定管理者と三重県の負担分を正確に把握することができない。ひいては、仮に公募選定に移行した場合には指定管理料の積算を誤る虞がある。

事業報告においては、指定管理者の実際の購入支出のみならず、人件費の工数による按分額等、運営により生じたコストを漏れなく計上する必要がある。

【伊賀市】

収支状況報告について、人件費に係る支出項目を見直すとともに、伊賀市職員分の人件費を計上し、運営コストを的確に反映した事業報告を行うようにしていきます。

政策部
伊賀市

(4) 料金収受に関する規定について【意見】

指定管理者は、利用料金の収受業務を文化都市協会に委託している。そのため、利用者から納付された料金を一旦文化都市協会が預かり、月次で伊賀市に納付している。しかし、料金収受の具体的な内容については契約書および仕様書にほとんど記載がなく、委託先独自でもマニュアル等の文書化が行われていない。

指定管理者は、業務を委託する場合であっても、当該業務が有効かつ効率的に実施されるための統括的管理を行う必要がある。特に料金収受は、不正・横領の対象となりやすい現金取扱業務であり、委託元である伊賀市からの厳格なモニタリングの必要性が高いといえる。

現状、伊賀市職員は、文化都市協会に現金管理について口頭にて指導するほか、月報・利用許可書綴り・領収済通知書綴りによって資料間の整合性を確認しているが、こうした業務分担状況が文書化されていないため、個々の職責が不明瞭であり、今後担当者の変更等が生じた場合にも、迅速な対応が困難となる。

料金収受の具体的な内容について、仕様書に盛り込むと共に、これを受けて受託先でも日々の現金管理業務に関するマニュアルを作成することが望まれる。

【伊賀市】

利用料金の収受業務が適切に行われる水準を確保するため、業務プロセスを明確した内容を業務委託時の仕様書に反映するとともに、受託先の業務マニュアルの作成を検討していきます。

政策部
伊賀市

(5) 料金の後納について【意見】

三重県立ゆめドームうえの条例では料金の後納は例外的に認められているが、後納の場合も特に申請書等の提出を受けていない。実務的には、相手先が官公庁の場合には後納を認めているほか、施設利用において発生した追加代金の納入の場合に後納として扱っているとのことであった。本来、貸倒リスクの回避や迅速な資金回収という目的から、後納は限定的とすべきである。利用者の都合により後納となる場合は、後納理由と支払予定時期を記載した後納申請書を受け取り、指定管理者の承認のもと行われることが望まれる。

また、一部、振込による納入が認められているが、その場合の納入期限は納入通知書発行後15日以内となっている。そのため、利用日付近に申請があると、結果的に後納となる場合があり得る。振込による入金の際も、前納は原則として守られるべきであり、利用時に振込が確認できない利用者については、後納申請書を提出させることが望まれる。

また、納期限を過ぎたものについては、納付書発行簿やエクセルの管理表をもとに把握され督促が行われているが、督促のスケジュール等についても明確化されていない。利用料金の回収管理のため、督促のルールを明確化することが望まれる。

【政策部】【伊賀市】

後納申請書の取り扱いについては、県と指定管理者が後納申請のルール化について検討していきます。

【伊賀市】

振込による納入については、利用時に入金確認を行うなどの対応方法を検討していきます。

利用料金管理における督促のルールについては、明確化するよう検討を行います。

政策部

伊賀市

(6) 利用要領の周知について【意見】

料金収受に関しては、「ゆめドームうえの利用要領」が作成されている。これは、利用者に向けて利用料金の紹介や利用料の納付方法について説明している資料である。

しかし実際には、この利用要領はどこにも公開されていない。利用要領は、利用者が利用方法を簡潔に把握するための情報が記載されているほか、例えば、料金収受は前納が原則で「利用者の責めに帰するキャンセルは返金しない」という点など、利用者にとってデメリットとなる部分の記載もある。このような重要な要領が何ら利用者には示されていない状態で、真に指定管理者が利用者の便宜を考慮して運営を行っているのか、疑問が残るところである。現状は、口頭で利用申込時に説明しているとのことであるが、後にトラブルが生じた際にそのことを証明することは非常に困難である。

仕様書において上記規定を作成することを求めている理由について理解し、作成された要領を活用して運営に役立てていくことが求められる。

なお、第2回目の現地視察実施後、利用要領はホームページへの掲載及び館内での掲示が行われている。

【伊賀市】

「ゆめドームうえの利用要領」については、伊賀市ホームページへの掲載、ゆめドームうえの館内への掲示を既に行っており、引き続き、利用者に対して適切に利用方法の説明を行うよう対処していきます。

政策部

伊賀市

<p>(7) 長期修繕計画の策定について【意見】</p> <p>ゆめドームうえのは設立から10年以上経過しており、近年は経年劣化に加え、フットサル等の利用率が高くなっているため、施設の傷みも目立つようになっていいる。そのため施設は大規模な改修についても視野に入れているが、長期修繕の計画は策定されていない。指定管理者は修繕の緊急度と予想される修繕費を調査し、三重県と協議のうえ、長期的な修繕計画を立てることが望まれる。</p>	<p>【政策部】【伊賀市】</p> <p>ゆめドームうえのの現状を踏まえ、長期的な視点での修繕計画の策定に向けて、県と指定管理者が協議を進めていきます。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>
<p>(8) 県有備品の管理について【意見】</p> <p>県有備品は、県と指定管理者の間で、基本協定書上管理物品として個別に挙げられている。しかし、県有備品の有無や使用可能か否か等について指定管理者の現物確認による把握が行われていない。</p> <p>協定書における県有備品の管理条項は、現物があって初めて成立すべきものである。したがって、1年ごとに締結されている年度協定に合わせ、県有備品の現物確認は年に1度は行うことが必要である。また、基本協定書に県有備品の現物管理状況の報告を行う旨の記載がないが、このことが県有備品の実査が行われていないことの要因になっているのであれば、基本協定書の業務内容に備品の管理状況を報告すべき旨を記載することを検討することが望まれる。</p>	<p>【政策部】【伊賀市】</p> <p>県有備品の管理については、管理手順が明確化されず把握状況が不十分なことから、県と指定管理者が県有備品の現物確認方法の検討を行い、適切に管理していきます。</p> <p>県有備品の管理状況報告については、県と指定管理者が報告方法等の文書化を協議していきます。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>
<p>(9) 再委託先の選定理由について【意見】</p> <p>伊賀市会計規則によれば、伊賀市が1,300,000円以上の契約を締結する場合には、原則として指名競争入札によらなければならないとされている。</p> <p>ゆめドームうえのの施設管理業務の再委託契約の契約金額は7,158,000円であるため、原則として指名競争入札により再委託先の選定を行わなければならない。また1,300,000円以上の契約である場合であっても例外的に随意契約によることができるケースもあるが、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号のいずれかに該当する理由によらなければならない。</p> <p>伊賀市が随意契約を締結している理由としては、当該施設開館以来、管理委託をしており、受付業務等当該施設の管理ノウハウを持っているため、スムーズに事務処理が遂行されることを挙げている。この理由について、これだけでは地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に当てはまるものかどうかは判断できない。</p> <p>また、1,300,000円以上の再委託業務のうち随意契約によっているのは当該施設管理業務のみである。他の再委託業務は指名競争入札によっていることもあり契約金額の低減効果が表れているが、当該施設管理業務については前年度と同額になっている。このように経年でコスト削減が図れていないため、随意契約理由をより明確にすることが望まれる。</p>	<p>【伊賀市】</p> <p>施設管理業務の委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行っていますが、より随意契約理由を明確にすることを検討していきます。</p>	<p>政策部 伊賀市</p>

62

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
1. 三重県立熊野古道センター		
(1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、担当職員が現地の視察を週に1回程度実施し、清掃の状況など、主に施設の美観面を確認しているとのことであった。また、月に1度施設運営会議が実施されており、県の職員も出席し、業務報告を受けているとのことであった。</p> <p>また、県議会第2回定例会に向けて指定管理の評価を行うために年度の収支決算書の内容につき、帳簿や通帳との照合を実施しているが書類等では残していないとのことであった。</p> <p>誰がチェックを行っても同水準の手続が行えるように、マニュアルや手順書を作成しておくとともに、現在実施している帳簿や通帳との照合もできる限り痕跡を残しておくことが望まれる。</p>	<p>【政策部対応方針】</p> <p>指定管理者の監督の手法や業務運営の水準など、最低限実施すべき手続については総務部で標準化を図るべくその範囲を検討することとしており、その結果を踏まえ対応していきます。</p>	<p>政策部</p>
(2) 委託先特定非営利活動法人に対する貸館料について【意見】		
<p>熊野古道センターは、指定管理者とは別の特定非営利活動法人Aに、体験学習事業の運営・実施業務を委託している。</p> <p>Aは当該受託に基づく業務を実施するほか、年間10回程度自らが主催して体験学習を実施しているが、この事業に関しては、貸館料を徴収していない。これは、Aの使用目的がセンターの自主事業と大きく異なる内容であり、指定管理者の事業目的自体に適った活用方法であるためとの説明を受けた。確かに、センターの自主事業は、契約書によれば1回あたり20,000円(1,200,000円÷60回)のコストがかかっていると計算され、これに対して体験学習室の貸館料は1日3,200円となっており、貸館料を差引いてもAの主催事業とした方がコスト的に有利なものとなっている。</p> <p>しかし、Aの代表者は指定管理者の理事を兼務しており、このような関係性から優遇措置を取っているかのような誤解を招く虞もある。また、今後指定管理者の変更等があった場合に、トラブルの要因となる可能性もある。</p> <p>契約内容の見直し、貸館料の徴収等の対応策をとることが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応方針】</p> <p>Aが主催している体験学習は指定管理者が行っている体験学習と内容が大きく異なることから、平成22年度以降の委託契約を見直し、Aが主催している体験学習も委託契約の範囲内とし、指定管理者の主催とする方針です。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>

<p>(3) 利用料金の徴収について【意見】</p> <p>利用料金は主に貸館業務について発生し、現金または振込によって徴収している。振込入金相手先の口頭による申請に対応して受け付けており、特に振込入金に関する申請書は徴収していない。また、振込の場合は、キャンセル時の煩雑回避のため基本的に後払いとなっているが、入金期日を特に設けていない。入金の有無についてはエクセルシートにて管理されているが、延滞日数に応じた督促処理などの規定はない。幸い、これまで貸倒はないとのことであるが、平成20年度の管理表を閲覧したところ、施設利用後3カ月程度入金がなかった案件も存在した。施設の健全な運営のためには、利用の促進のみならず、その後の利用料回収も確実に行われなければならない。</p> <p>後払いの場合は後払申請書を入手する必要がある。また、延滞について定義づけるとともに、督促のマニュアルを設け、入金管理を行う必要がある。</p>	<p>【指定管理者対応方針】</p> <p>後納申請書を作成し、必ず提出してもらうことにしました。また、申請者に利用料の振込み予定日を確認し、その日が過ぎたら督促の連絡をすることにしました。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>
<p>(4) 利用料金の減免について【意見】</p> <p>熊野古道センターでは、利用料金の減免は、「施設利用料金減免申請書」に基づいて行われる。</p> <p>平成20年度は減免申請が2件あったが、うち1件は申請書に減免理由が明確に記載されていなかった。減免理由の記載を受け、減免の判断を的確におこなうことが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応方針】</p> <p>施設利用料金減免申請書に減免理由の記載を受けることを徹底し、減免の判断を的確に行うことにしました。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>
<p>(5) 特別展示室の利用状況について【意見】</p> <p>研究収蔵棟にある特別展示室は、過去に県立美術館から借り受けた資料の特別展示を行ったのみであり、現状この他には活用されていない。</p> <p>その理由は、特別展示室には一定の状態を保てるようなガラスケースが設置されており、文化庁の認定を受けた国宝級の文化財の展示が可能であるが、その機能に見合った展示品の借受、搬送には多大なコストがかかることにある。また、特別展示室は面積が狭く、積極的な活用には二の足を踏んでいるような状況である。</p> <p>しかし、こうした特別展示室のような稼働率の低いスペースの活用方法について、企画し実行していくことも、指定管理者に期待される役割の一つである。当初の目的どおり重要文化財等の展示が可能であればそれに勝ることはないが、特別展示室の機能に合わせた展示品にこだわることなく、別の方法で使用することも一案である。</p> <p>コストがかかるからといって閉じたままでは、宝の持ち腐れと言わざるを得な</p>	<p>【指定管理者対応方針】</p> <p>特別展示室の活用方法について、寺社・仏閣の収蔵物や地域の個人の収集物等を展示することを検討しています。</p> <p>【政策部対応方針】</p> <p>特別展示室の利活用につながる方策を指定管理者に助言していきます。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>政策部</p>

<p>い。まずは、利用者に特別展示室の存在をアピールし、その存在を知ってもらうことから始めることが肝要である。</p> <p>また、県所管部局に対しても、このような企画を立案し実行させるためのサポートを行うことが望まれる。例えば、全庁あるいは県民にスペース活用のための提案を募集すること、周辺自治体や地元の熊野古道関連団体からの意見を得ることが考えられる。</p>		
<p>(6) 人員配置と財源について【意見】</p>		
<p>センター内の図書資料室は研究収蔵棟にあり、平成 20 年度までは土日のみ開館していたが、平成 21 年度はセンター開館時間中常時開館している。平成 21 年度においては常時開館のために図書資料室専任スタッフを雇用しているが、その財源として政府の緊急雇用創出事業を利用している。したがって、現在は常時開館し人員を配置することが可能であるが、継続的に配置可能かどうかは疑問が残る。</p> <p>一旦常時開館としたにもかかわらず再度開館時間が短縮されれば、利用者サービスが低下することになる。この問題については、ボランティアの活用も検討されているが、限られた指定管理料の中で継続可能な形で人員配置を検討することが望まれる。</p>	<p>【指定管理者対応方針】</p> <p>現在事務室内で勤務している職員を交替で図書室に配置し、図書室を管理しながら日常の事務を行うことを検討しています。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p>
<p>(7) 利用実態に合わせた料金設定について【意見】</p>		
<p>現在の利用実態として、貸出先の利用内容によっては、料金設定されていない交流ロビーが使用されることがある。</p> <p>交流ロビーは、誰でも気軽にくつろぎ交流できる場というコンセプトで設置されたものであり、利用料金徴収に関しては多様な考え方があるであろう。しかし一方で、誰でも利用できるはずの場所が一部でも占用されるようなことがあれば、他のセンター内の貸出施設との不公平感を生みかねない。</p> <p>センター開設から約 3 年が経過し、施設の利用実態が把握できるようになったため、利用料金の体系について見直すべき時期が来ているのではないだろうか。</p> <p>まずは、関係者が十分に意見を交換し合うことが必要である。その上で、利用料金を改定し条例の改正が必要であると判断されたのであれば、そのために関係者は尽力すべきであろう。</p>	<p>【指定管理者対応方針】</p> <p>交流ロビーは地域のイベントやコンサート等に活用していただいておりますが、控え室や準備室として他の料金設定されている貸出施設と一体的に貸出しを行っていきます。</p> <p>【政策部対応方針】</p> <p>利用料金の体系についてこれまでの実績を踏まえ、指定管理者と協議し、助言や指導を行っていきます。</p>	<p>特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク</p> <p>政策部</p>

8 希望が持てる地域社会実現に向けた基礎調査について

1 調査の目的

顕在化するさまざまな社会的ひずみや格差、厳しい雇用経済情勢、社会に漂う閉塞感などにより、今は希望が持ちにくい社会になっていると言われてしています。

このような状況の中、希望が持てる地域社会を構築していくためには、どのような考え方が必要かについて、これから地域の中核を担っていくと期待されながらも、就職時に就職氷河期に遭遇するなど、これまでの社会・経済情勢に大きな影響を受けてきたとされる 30 代の実態と課題を切り口に、調査、検討を行っています。

2 具体的な調査方法

次の 3 段階にわたる調査を行い、県内の 30 代の実態および直面する課題を明らかにすることとしています。

- (1) 既存調査を活用した 30 代の実態分析
- (2) 県内在住の 30 代へのアンケート調査
- (3) 実地ヒアリング
 - ① 個別ヒアリング (30 代個人へのヒアリング)
 - ② グループヒアリング (30 代と関わりの深い企業・団体へのヒアリング)

3 県内在住の 30 代へのアンケート調査結果概要 (速報) 【別冊 3 参照】

昨年 12 月に県内在住の 30 代を対象にインターネットでアンケートを実施し、1,600 名の方から回答をいただきました。その結果概要 (速報) は次のとおりです。

- (1) 進む未婚化
 - ・ 30 代前半 (30~34 才) の 36%、30 代後半 (35~39 才) の 29% は独身である。ただし未婚者の割合は、総務省「国勢調査」により全国平均と比較すると、30 代前半 (30~34 才) で 6%、30 代後半 (35~39 才) で 3% 低い。
 - ・ 単身者の 8 割は結婚意向があるが、結婚していない。結婚していない理由で最も多いのは「出会いがないこと」。男性では「収入の少なさ」も 4 割と多い。
- (2) 出産・育児に立ちはだかる経済的負担
 - ・ 理想の子ども数について 9 割が「2 人以上」であるが、「経済的な理由」か

ら理想の子どもの数を持たない場合が多い。ただし子どもがいる割合は、総務省「国勢調査」により全国平均と比較すると、30代前半(30~34才)で9%、30代後半(35~39才)で7%多い。

(3) 進む低所得化と非正規化

- ・ 最多世帯所得帯は「400~500万円未満」であり、4割以上がここ1年で収入・貯蓄の減少を経験している。
- ・ 総務省「就業構造基本調査」によると、5年前と比べて最多世帯所得帯が「500~700万円未満」から「400~500万円未満」に低下している。ただし全国の最多世帯所得帯は「300~400万円未満」であり、全国平均と比較すると高くなっている。
- ・ 非正規雇用者の割合は男性で6%、女性で32%である。
- ・ 総務省「就業構造基本調査」によると、非正規雇用者の割合がここ10年で男性は7%、女性は10%増加している。全国でも三重県同様、非正規雇用者の割合がここ10年で男性は7%、女性は13%増加している。

(4) 強い親世帯への依存

- ・ 親世帯非同居の58%は、親世帯から経済的・非経済的な支援を受けている。
- ・ 親世帯同居の75%は、生活費の半分以上を親に負担してもらっている。

(5) 高いしあわせ度・希望度、ただし将来的に低下の懸念

- ・ しあわせ層(しあわせを感じている、どちらかといえばしあわせを感じている)は8割、希望あり層(大いに希望がある、まあ希望がある)は7割である。
- ・ しかし、未婚化、少子化、低所得化、非正規化、地域とのつながりの希薄化が進めば、将来的にはしあわせ度が低下する可能性が示唆される。

(6) 強い将来不安

- ・ 将来への見通しを楽観する割合は3割にとどまる。
- ・ 7割以上が「今後の収入や資産の見通し」を不安に感じている。

4 今後の対応について

地域別特性も含めたアンケート調査の詳細な分析、実地ヒアリングにおける具体的な意見と既存の統計調査等も踏まえた検討を行い、「県民しあわせプラン」のめざすべき三つの社会像実現に向けた今後の課題としても整理していくこととしています。

9 JR名松線について

1 これまでの経緯

- (1) 名松線は、平成21年10月8日の台風18号により被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いています。
- (2) 10月28日、JR東海は、津市、松阪市、三重県、中部運輸局に対し、山林を含めた周辺部からの鉄道設備への影響が大きくなっており、今後、家城・伊勢奥津間はバスでの輸送とする、との提案をしました。
- (3) JR東海の提案を受けて、津市は、三重大学大学院生物資源学科酒井俊典教授に「名松線の被害にかかる被害状況調査」を依頼し、12月25日に調査結果を報告し、以下の見解を示しています。
 - ・ 復旧・運行再開は不可能ではない
 - ・ 適切な整備・対策を実施すれば運行管理も十分可能である
 - ・ JR東海、津市、三重県の3者の協議の場を設けたい

2 県の取組状況

県においては、平成21年11月から22年1月にかけて、以下の調査を実施しました。

- ・ 11月5日 防災ヘリを使った周辺山林部や被災箇所の上空調査
- ・ 11月16日 線路への「土砂流入箇所（16箇所）」現地調査
- ・ 12月15日及び1月8日

JR東海が指摘する「沢不安定箇所（34箇所）」現地調査

これらの調査を行った結果、大規模な山腹崩壊等は確認されず、名松線を災害前の状態に復旧するには、県として治山ダムや法面崩壊防止など、特段の対策は必要ない、と考えています。

県では、これらの調査結果をもとに、平成22年2月17日JR東海に対し、

- (1) 家城・伊勢奥津間を災害前の状態に復旧していただくこと
- (2) 津市が提案する協議を進めていただくこと
- (3) 地域住民の方々とも十分な話し合いをしていただくこと

の3点を申し入れたところです。

また、中部運輸局に対し、監督官庁としての役割を果たしていただくようお願いしました。

3 今後の対応

今後、監督官庁である中部運輸局の参加も得たうえで、名松線の輸送体制について、津市とともにJR東海と話し合いを進めていきます。

台風18号によるJR名松線の
被災状況調査結果について
(抜粋)

平成22年2月

三重県

1 はじめに

JR名松線は、台風18号による被害で、平成21年10月8日(木)から運転を中止しており、^{まつさか いえき}松阪・家城間については、10月15日(木)から運行を再開しているが、^{いえき いせおきつ}家城・伊勢奥津間については、現在も代行バスによる運行(上下5.5往復、通常時は8往復)が続いている。

JR東海から、10月28日(水)に、「松阪・家城間は鉄道で、家城・伊勢奥津間はバスでの輸送とすること。」とする提案があった。

県では、被害状況を確認するため、防災ヘリによる上空調査や、JR東海が公表した資料をもとにJR東海職員の立会のもと、線路への「土砂流入箇所」(16箇所)及び線路に隣接する「沢不安定箇所」(34箇所)について、現地調査を行った。

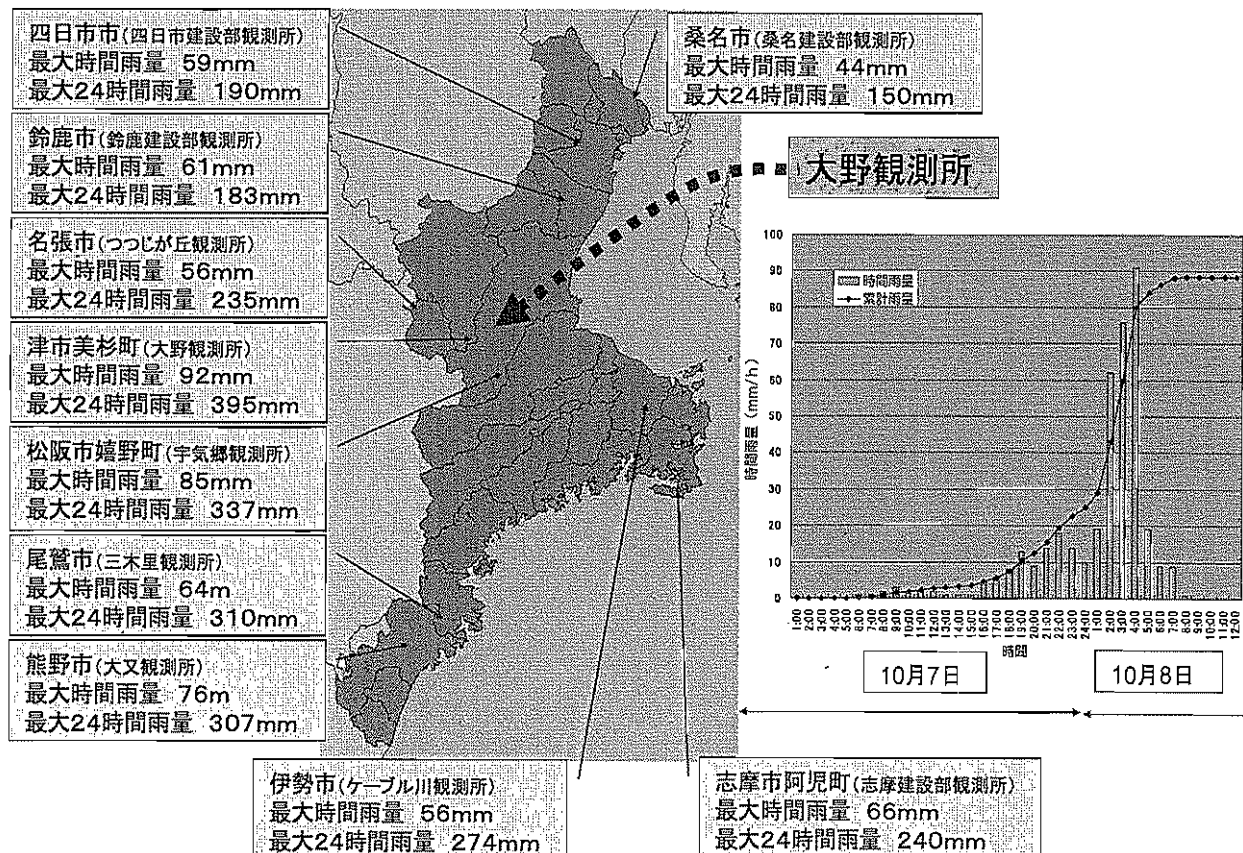
- ・H21.11.5 上空調査 (県)
- ・H21.11.16 線路への土砂流入箇所の調査 (JR東海、県)
- ・H21.12.15 及び H22.1.8 線路に隣接する沢不安定箇所の調査 (JR東海、津市、県)

2 台風時の気象状況

平成21年10月7日から8日の台風18号の接近に伴い、県中央部を中心に非常に激しい雨となった。

中でも津市美杉町では、総雨量が400mmを超える記録的な雨量を観測し、山腹の崩壊や道路、河川の決壊などの被害が多く発生した。

10月7日から8日にかけての各地の降雨状況



降雨量

	台風 18 号(美杉町大野観測所) H21. 10. 06. ~08	昭和 57 年 10 号台風(君が野ダム観測) S57. 7. 31 ~08. 03
総雨量	415mm	555mm
24 時間最大雨量	395mm	499mm
時間最大雨量	92mm	68mm

森林関係の被害状況(全県)

市 町	山腹崩壊・溪流荒廃		林道施設災害		森林災害合計
	被害箇所数	被害額(千円)	被害箇所数	被害額(千円)	被害額(千円)
津市	44	832,500	303	157,135	989,635
うち美杉町	36	665,000	180	106,855	771,855
三重県計	87	1,932,770	419	347,400	2,280,230

県土整備部関係の被害状況(全県)

(単位:千円)

被害箇所内訳	工 種	河 川		道 路		橋 梁		
		箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
管内	県全体	県工事	131	1,501,030	69	660,800		
		市町工事	138	1,126,700	131	699,200		
		計	269	2,627,730	200	1,360,000	0	0
	津市	県工事	29	198,230	31	339,000		
		市町工事	61	438,500	66	276,500		
		計	90	636,730	97	615,500	0	0
	美杉町	県工事	15	133,230	16	132,000		
		市町工事	52	407,500	45	226,500		
		計	67	540,730	61	358,500	0	0

被 害 箇 所 内 訳	工 種	砂防施設		海岸・港湾		合 計		
		箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
	県全体	県工事	20	293,500	2	210,000	222	2,665,330
		市町工事					269	1,825,900
		計	20	293,500	2	210,000	491	4,491,230
	津市	県工事	9	150,500			69	687,730
		市町工事					127	715,000
		計	9	150,500	0	0	196	1,402,730
	美 杉 町	県工事	8	145,500			39	410,730
		市町工事					97	634,000
		計	8	145,500	0	0	136	1,044,730

3 被災状況調査

(1) 上空調査

平成 21 年 11 月 5 日に三重県の防災ヘリにより上空から家城、君が野ダム、
しものわが、しもたげ、にゅうのまた、かみたげ、おまつ、みたげ、奈良県境に沿って、三峰山、
かわかみ、川上を經由して奥津から名松線沿いに家城までの鉄道沿線や周辺山林部の被
害状況の確認を行った。

上空からの確認であるため、詳細な状況を把握することはできなかったが、
鉄道沿線や周辺山林部において、台風 18 号による大規模な山腹の崩壊などは
確認できなかった。

(2) 現地調査

JR 東海が公表した、線路への「土砂流入箇所」16 箇所と鉄道沿線の「沢不
安定箇所」34 箇所について現地調査を実施した。

① 平成 21 年 11 月 16 日の調査

線路への「土砂流入箇所」16 箇所については、線路上、あるいは排水路や横
断暗渠などに土砂が流入し、埋塞している状況を確認した。

② 平成 21 年 12 月 15 日及び平成 22 年 1 月 8 日の調査

「沢不安定箇所」34 箇所については、各沢において大規模な山腹崩壊は確
認できず、今回発生したと思われるものも含め、溪岸侵食が発生して
いる状況を確認した。

34 箇所の沢には、県の治山施設（治山ダム）が 3 箇所（3 基）あるが、施
設等に破損等はなく、一定の効果を発揮していることを確認した。

平成 21 年 11 月 16 日の調査と同様、線路付近では、横断暗渠や排水路、集
水桝等の施設に土砂等が埋塞し、線路敷地に土砂などがあふれている状況を
確認した。

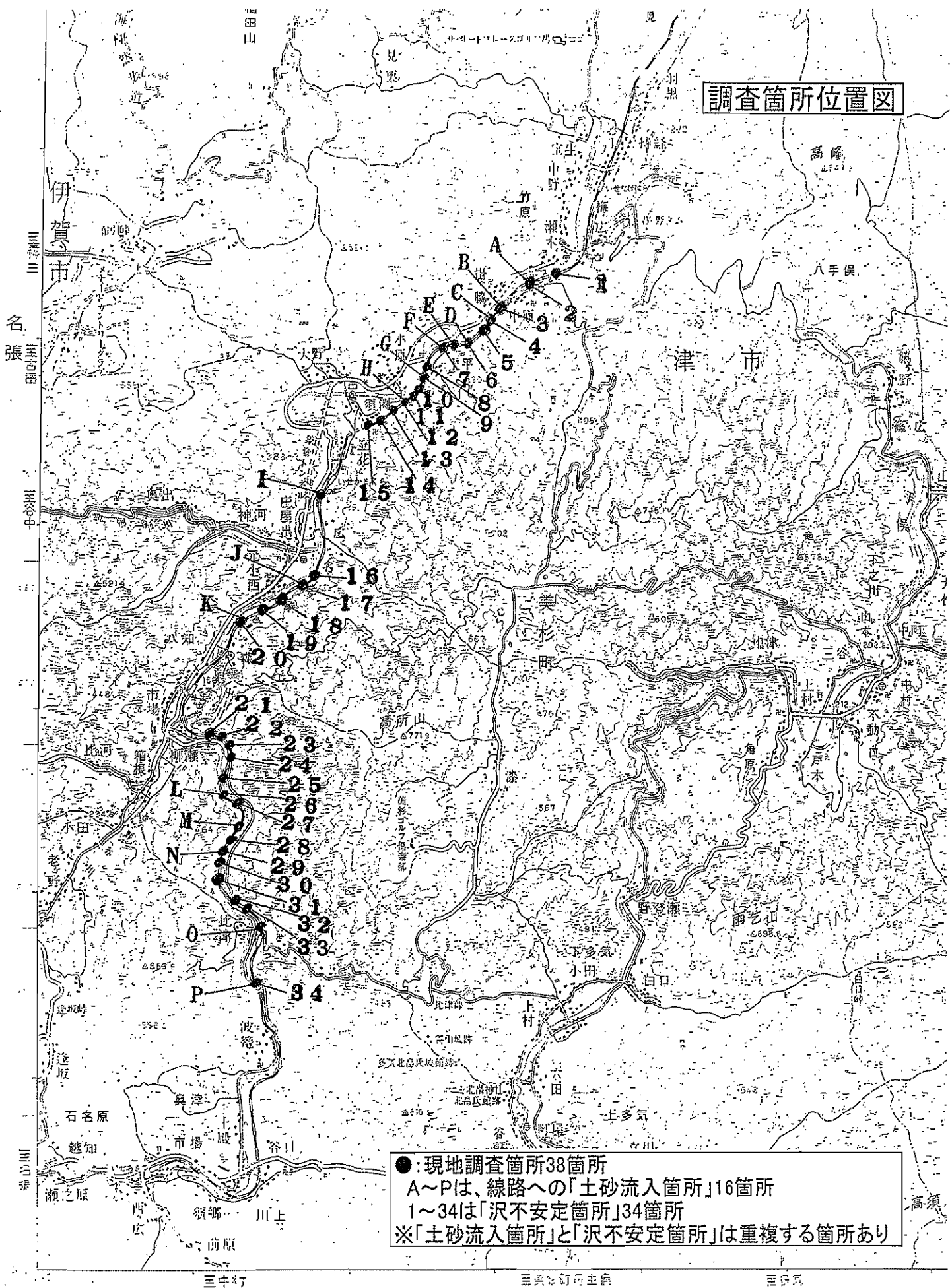
また、横断暗渠等の施設がない箇所も確認した。

4 まとめ

今回の被害については、台風18号の豪雨による流水により周辺の斜面、溪流等の河床の土砂が下流域へ流下したものと考えられる。

また、これまで整備を進めてきた治山ダム等が一定の効果を発揮しており、災害前の状態(安全確保のため時間雨量20mmで運転を抑止)に復旧する場合には、治山ダムや法面崩壊防止など、特段の対策は必要ないと考えられる。

調査箇所位置図

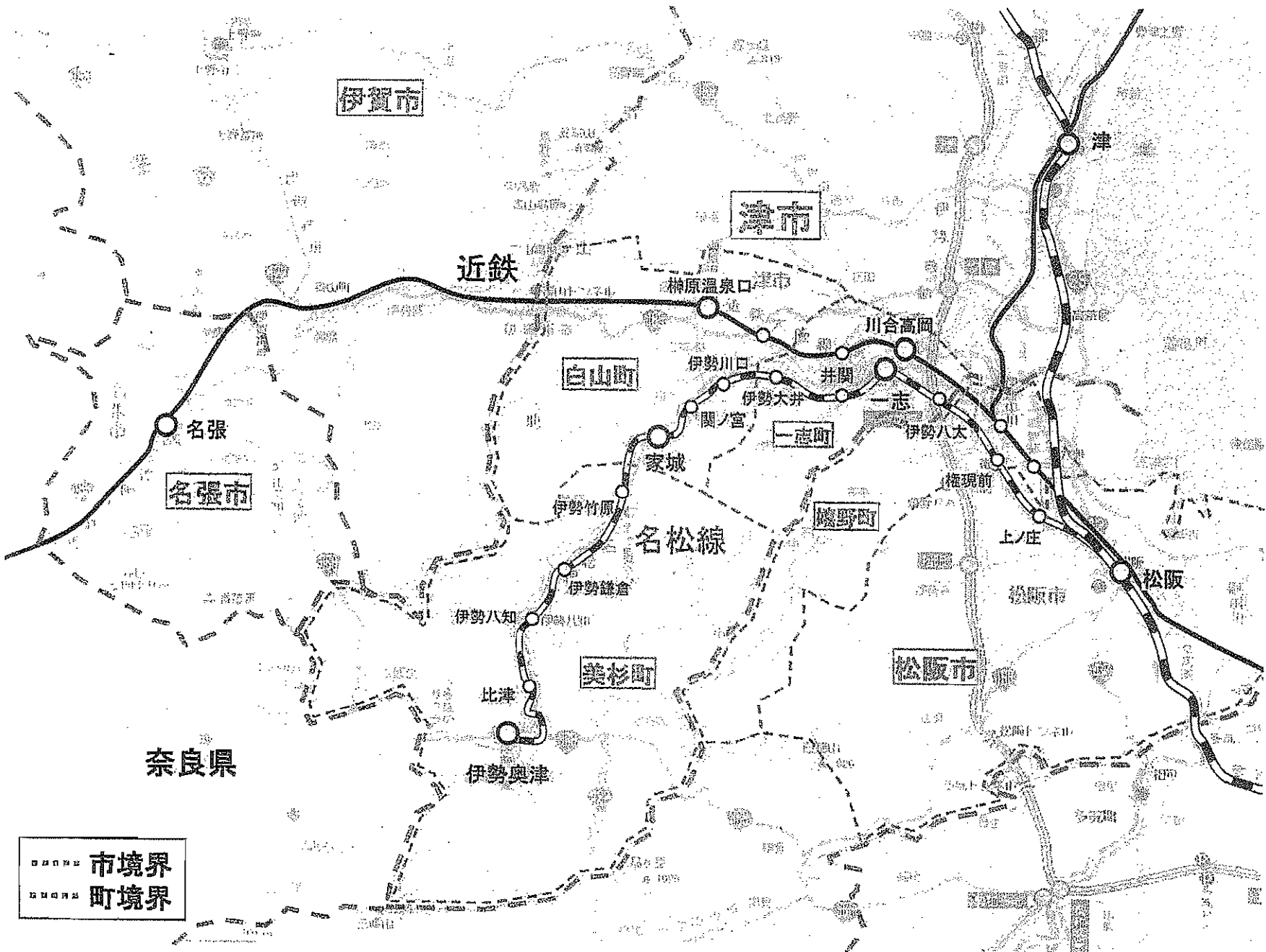


●: 現地調査箇所38箇所
 A~Pは、線路への「土砂流入箇所」16箇所
 1~34は「沢不安定箇所」34箇所
 ※「土砂流入箇所」と「沢不安定箇所」は重複する箇所あり

調査結果一覧表

駅間	起点 (松阪 駅)から の距離 (km)	線 路 へ の 土 砂 流 入 箇 所	沢 不 安 定 箇 所	被 害 状 況			土砂流出に至った 要因
				上 流 部	鉄 道 部	下 流 部	
伊勢竹原駅 伊勢鎌倉駅	30.375		1	中腹部の河道堆積土砂の流出及び溪岸浸食が発生	横断暗渠埋塞及び越水に伴う線路部路床土流出が発生	河道埋塞及び本川護岸一部決壊が発生	上流域の河道堆積土砂の流出
	30.77	A	2	溪岸浸食による河床低下が発生	土砂流入による横断排水溝及び線路埋塞が発生	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	31.410	B	3	溪岸浸食による河床低下が発生	土砂流入による排水施設埋塞及び越水に伴う線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	31.500	C	4	小規模な法面崩落が発生	土砂流入による線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により法面崩落が発生し土砂流出
	31.570		5	溪岸浸食により岩盤が露呈	土砂流入による排水溝(農業用水路兼用)埋塞及び流水に伴う線路部路床土流出が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂及び流木が流出
	31.655	D	6	既存堰堤下流域での溪岸浸食による河床低下が発生(岩盤が露呈)	土砂、流木の流入により、横断暗渠埋塞及び越水に伴う線路埋塞	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂及び流木が流出
	31.820	E		溪岸浸食等は見られない	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	被害なし	周辺の畑、法面等からの土砂流出
	31.980	F	7	溪岸浸食等は見られない	土砂流入による排水施設埋塞及び越水に伴う線路埋塞が発生	被害なし	周辺の畑、法面等からの土砂流出
	32.411		8	過去に法面崩壊が発生した形跡はあるものの現在は安定している	被害なし	直下流は雲出川本川	土砂流出の形跡なし
	32.460	G	9	溪岸浸食により岩盤が露呈	土砂流入による排水施設埋塞及び線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	32.511		10	溪岸浸食による河床低下及び緩勾配箇所少量の堆積土砂が発生	橋梁のため、土砂はスムーズ流下したと考えられ埋塞もなく被害なし	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	32.600		11	溪岸浸食により小規模な法面崩落が発生	土砂流入は少量のため被害なし	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂及び流木が流出
	32.670	H	12	溪岸浸食により岩盤が露呈	防護壁背面に土砂、倒木が堆積、線路内に少量の土砂流入	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	32.880		13	溪岸浸食により一部の箇所岩盤が露呈	被害なし	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	32.943		14	上流域で溪岸浸食が見られるが、既存堰堤で捕捉している	三面張水路が整備されており、被害なし	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
33.100		15	上流域でわずかな溪岸浸食が見られるが、既存堰堤で捕捉している	既存堰堤下流域での溪岸浸食により少量の土砂が流入しているが被害なし	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出	

伊勢鎌倉駅 伊勢八知駅	34.500	I		踏切	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	被害なし	周辺の畑、法面等からの土砂流出
	34.841		16	溪岸浸食により新たなガリが発生し、一部の箇所 で土砂堆積が見られるが安定している	土砂流入がなかったため、被害なし	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	34.918	J	17	溪岸浸食による河床低下及び緩勾配箇所に少量の堆積土砂が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞、線路部路床土の流出が発生	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	35.263		18	溪岸浸食による河床低下及び緩勾配箇所に堆積土砂が発生	流水により、一部路体土が流出	河道埋塞が発生	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	35.390		19	溪岸浸食による河床低下及び緩勾配箇所に堆積土砂が発生	流水により、路体土が流出	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	35.570	K	20	溪岸浸食による河床低下(岩盤露呈)及び緩勾配箇所に堆積土砂が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞、線路部路床土の流出が発生	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
伊勢八知駅 比津駅	37.360		21	溪岸浸食が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	37.380		22	溪岸浸食が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	37.525		23	溪岸浸食が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	37.590		24	わずかな溪岸浸食が発生	被害なし	被害なし	流水によりわずかな溪岸浸食が発生し土砂流出
	37.800		25	わずかな溪岸浸食が発生	被害なし	被害なし	流水によりわずかな溪岸浸食が発生し土砂流出
	38.200	L	26	溪岸浸食が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出
	38.150		27	溪岸浸食等は見られない	被害なし	被害なし	被害形跡なし
	38.450	M		上部山林及び法面浸食	上部山林及び法面浸食により、排水溝埋塞	被害なし	上部山林及び法面浸食により、土砂流入
	38.522		28	わずかな溪岸浸食の形跡が見られるが、河床は安定している	被害なし	被害なし	被害形跡なし
	38.600	N	29	溪岸浸食により岩盤が露呈	土砂流入による横断排水溝埋塞及び流水に伴う線路埋塞が発生	直下流は雲出川本川	流水により溪岸浸食が発生し土砂及び流木が流出
	38.691		30	溪岸浸食が発生	谷止工は満砂状態であるが、河床は安定している	直下流は雲出川本川	被害形跡なし
	39.140		31	溪岸浸食が発生	排水樹が埋塞	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂及び流木が流出
	39.320		32	わずかな溪岸浸食の形跡が見られるが、河床は安定している	排水樹に少量の土砂が埋塞	被害なし	被害形跡なし
	39.420		33	わずかな溪岸浸食の形跡が見られるが、岩盤が露呈している	横断暗渠に少量の土砂が埋塞	被害なし	被害形跡なし
39.663	O		踏切	土砂流入による排水溝埋塞及び線路埋塞が発生	被害なし	周辺の畑、法面等からの土砂流出	
40.240	P	34	溪岸浸食が発生	土砂流入による排水溝埋塞及び線路埋塞が発生	被害なし	流水により溪岸浸食が発生し土砂流出	



□□□□ 市境界
 □□□□ 町境界

奈良県

10 木曾川水系連絡導水路事業について

1 導水路の機能

(1) 治水（環境）

流水の正常な機能の維持を図るため、木曾成戸地点で約 40 m³/s の流水確保を目標に、木曾 3 ダム（阿木川ダム、味噌川ダム、新丸山ダム（建設中））の残容量が 50% になった段階で、徳山ダムに確保した渇水対策容量 4,000 万 m³ の水を利用して、16 m³/s を木曾川及び長良川に導水します。

①木曾川の流水確保（木曾成戸地点）

木曾成戸地点 40 m³/s とは、河川整備計画によって、異常渇水時の木曾川における流水の正常な機能の維持に関する目標として国が定めた数量です。なお、同地点での木曾川の正常流量は 50 m³/s と同計画に定められています。

②異常渇水

渇水とは相当程度の期間にわたって降雨がないために水が涸れることを示す一般的な概念です。通常のダム開発による利水容量は、概ね 10 年に一度生じる渇水でも水を安定して補給できる計画となっています。

異常渇水は渇水を越えるものであり、異常渇水時には、すべての水利使用者の必要水量を満たすだけの河川流量がなくなるので、河川法において、異常な渇水時における水利使用の調整に関する規定を定めています。

③流水の正常な機能

本来河川が持っている既得用水の安定取水、舟運、漁業、観光、塩害防止、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の維持などの機能のことです。また、正常流量とは、河川維持流量と既得水利権量を合わせた流量です。

④塩害防止機能

平成 6 年度には木曾成戸地点の河川流量が、ほぼ 0 m³/s と観測される日がありました。この地点より下流においては、潮の干満に影響を受ける感潮河川区域であり、満潮時には海水が遡上し、長時間継続すると、堤防から堤内に塩水が進入し、農作物の生育不良による収穫の減量などの被害が生じます。

導水路事業においては、正常流量 50 m³/s に対して 40 m³/s の流量を確保する計画であり、異常渇水で生じる塩害に対して十分に機能を発揮できる水量です。

⑤渇水対策容量

徳山ダムには、用途に応じて水が貯留されており、木曾川渇水対策容量 4,000 万 m³ については、使用しなければ常に貯留されているため、上流域の降雨には影響を受けません。

(2) 利水

徳山ダムで開発した利水容量 4,700 万 m³ の水を利用して、愛知県（上水 2.3 m³/s）及び名古屋市（上水 1.0 m³/s、工水 0.7 m³/s）の都市用水を最大 4 m³/s、取水施設のある木曾川に導水します。

○異常渇水時の調整

平成 6 年のような異常渇水時には、「木曾川水系緊急水利調整協議会」により、市民、県民生活への被害を極力少なくするための渇水対策が講じられ、利水者間の調整がなされるものと想定しています。

2 三重県にとっての導水路事業の効果

平成6年度の異常渇水時には、通常 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上の流水がある木曾川大堰下流では、流水がほとんどなくなりました。その結果、河口部にてシジミの大量斃死が発生しました。また、木曾川から取水している北伊勢工業用水道においては、7月以降給水制限に入り、8月には過去最大の60%の給水制限を行いました。さらに、沈静化しつつあった地盤沈下が、広範囲において進行しました。

今後導水路が利用されることにより、三重県において次のような効果が期待されます。

(1) 河川環境の改善

木曾3ダムが残容量が50%になった段階で、導水することによって、木曾成戸地点で $40 \text{ m}^3/\text{s}$ の河川流量を確保し、木曾3ダムの貯水量の温存化が図られることになるため、既得用水の安定的な取水が図られ、また、河川が本来持っている「漁業」や「塩害の防止」「動植物の保護」等の河川環境の改善が図られます。

(2) 取水制限の緩和

岩屋ダムを利用した三重県の水道用水、工業用水における取水制限の緩和が期待されます。

①取水制限の緩和

取水制限の緩和は、本事業によって愛知県、名古屋市が徳山ダムに確保した4,700万トンの水を水道用水、工業用水に利用することにより、木曾川水系の他のダムの負担を軽減することを想定し、国土交通省が試算した効果です。

②長良川河口堰

長良川河口堰に三重県は水を確保していますが、取水、導水施設の整備には多額の費用を要し、利水者の負担が大きくなり、利水者間の調整がついていないことから、整備にあたっては利水者の理解が必要となります。

(3) 地盤沈下の抑止

流水の正常な機能を維持し、既得用水の安定的な取水を図ることで、地下水位の低下を軽減し、地盤沈下を抑止する効果が期待されます。

○地盤沈下調査会報告

平成8年3月三重県地盤沈下調査会は、「地盤沈下に関する調査研究報告書」において、「平成6年は異常渇水などの影響によって一時的に地下水位の低下を来した結果と考えられ、四日市市南部、長島町北部及び多度町東部で52平方kmと広範囲に沈下域が観測されたところであります。」と報告しています。

3 三重県への導水路事業の影響

(1) 生態系への影響

事業主体である(独)水資源機構は、環境影響評価法に基づく環境影響評価と同等の技術レベルの環境調査及び環境についてのシミュレーションを行い、その結果を平成21年7月、「環境レポート(案)」としてまとめています。平成21年8月(1ヶ月間)には、導水路事業に関係する3県28市町村67箇所で見学を行い、広く意見を求めました。県内においても、三重県庁、桑名建設事務所、桑名市役所、多度町総合支所、長島町総合支所、木曾岬町役場にレポート(案)を設置しました。

また事前に、同機構から市町に説明を行っています。この環境レポートでは、揖斐川、長良川、木曾川の水温、水質などでは大差はなく、生態系に著しい影響を与えるデータではないとしています。

①環境レポート調査内容

環境レポート(案)作成にあたって(独)水資源機構は、大気環境(大気質、騒音、振動)、水環境(水質、地下水の水質及び水位)土壌にかかる環境、動物、植物、生態系、景観、廃棄物、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の環境要素と工事の実施による影響や導水路の存在による影響、導水することによる影響の環境要因の組み合わせにより影響検討を行いました。

②環境影響の総合的な評価

環境レポート(案)においては、総合的な評価として、「木曾川水系連絡導水路事業の実施に係る環境影響評価については、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているものと評価します。また、調査の結果及び予測の結果については、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準等との整合が図られているものと評価します。」と報告しています。

(2) 長良川への導水の影響について

導水路事業のルート選定において、一部を長良川に導水することにより、渇水時における、長良川中流域での河川環境の改善にも寄与し、かつ、建設費、維持管理費の面からも上流一括案と比べて安価となったため、関係者の同意を得て現在の事業計画となりました。

○上流分割案経緯

平成16年6月に導水路の早期の具体化に向けた検討を行うことを確認(三県一市副知事助役会議)した後、「導水路検討会」において7回の協議の末、平成19年8月に現在の上流分割案に決定しました。

4 今後の対応

(1) 導水路事業は関係自治体合意のもと実施されてきた事業であり、国に対して事業の必要性及び事業の推進を訴えていきます。

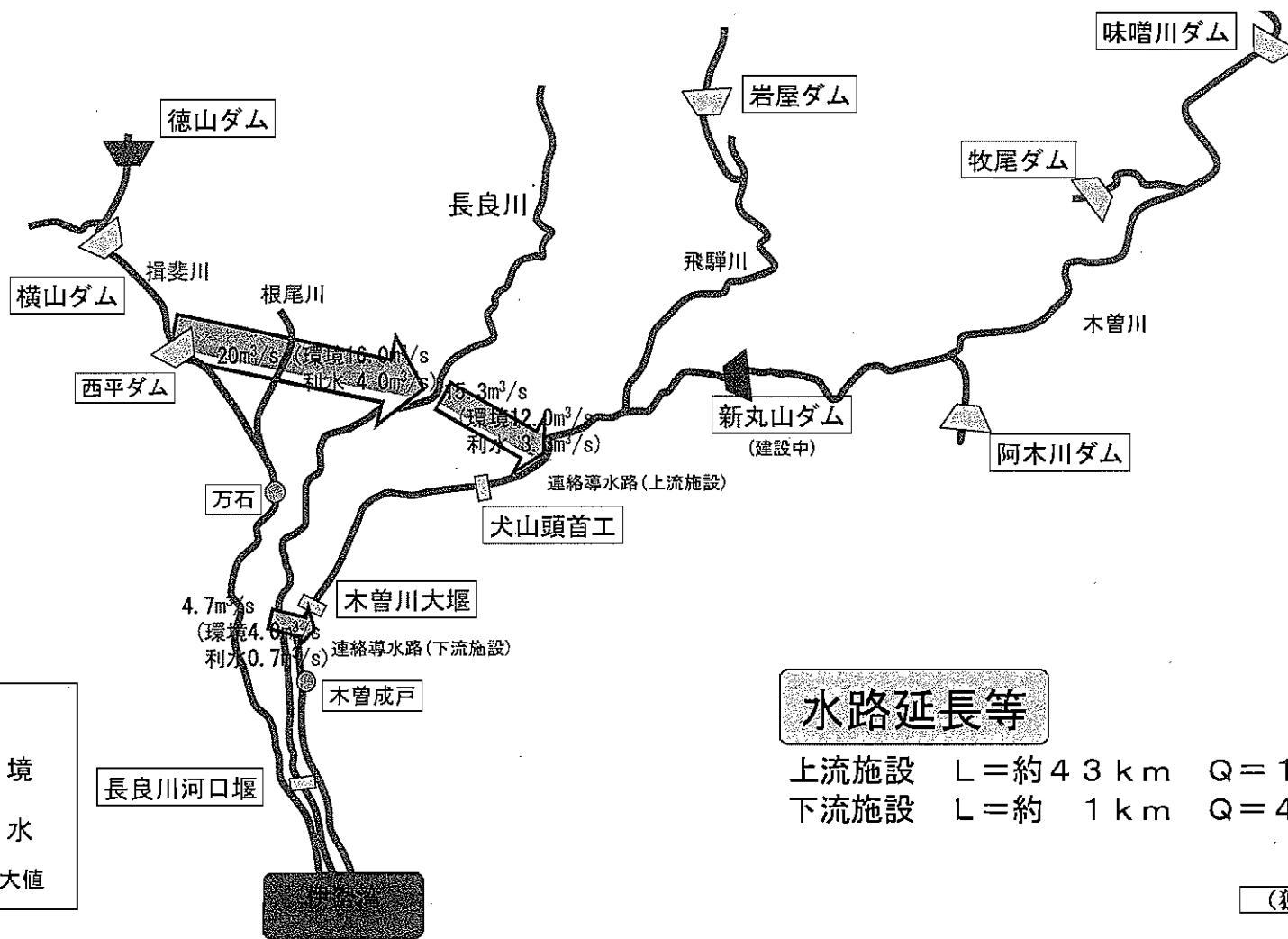
(2) 国において策定される新たな基準や、それによる検証過程等の状況を見極めながら、関係機関と対応について協議していきます。

木曽川水系連絡導水路事業の計画概要

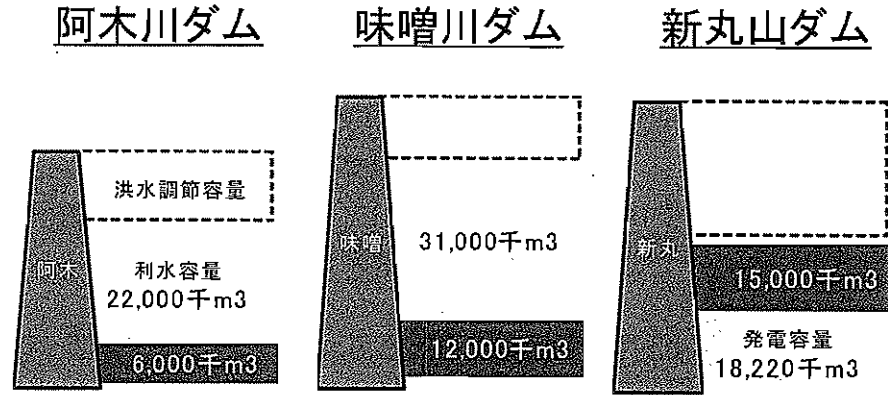
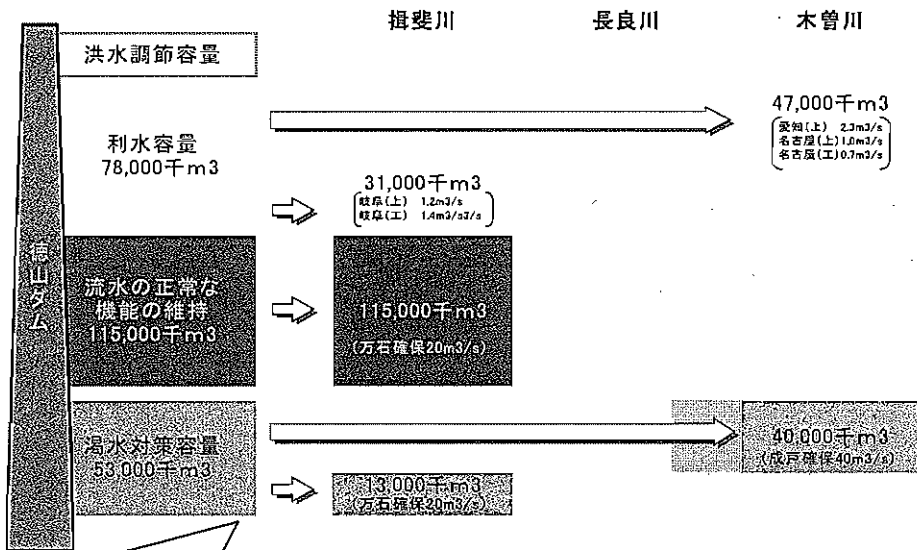
導水路のルート

導水路は、地形・地質上の制約、経済性、河川流況改善区間延長及び利水供給可能区域等から、揖斐川西平ダム付近から木曽川坂祝地区に導水することを基本とする。

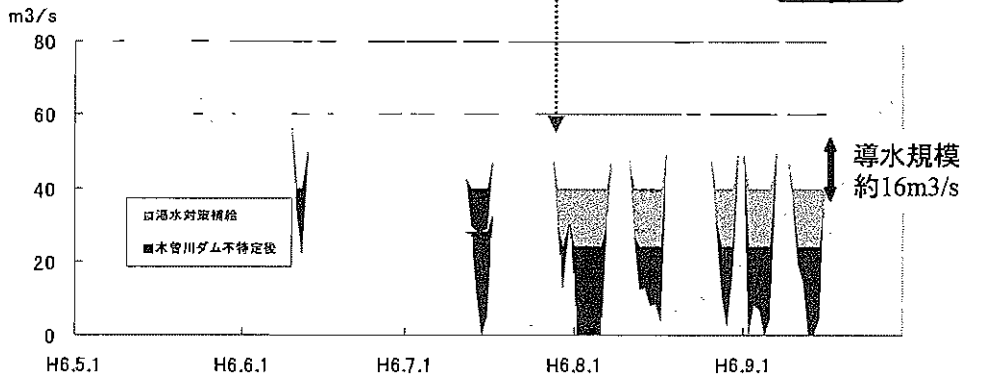
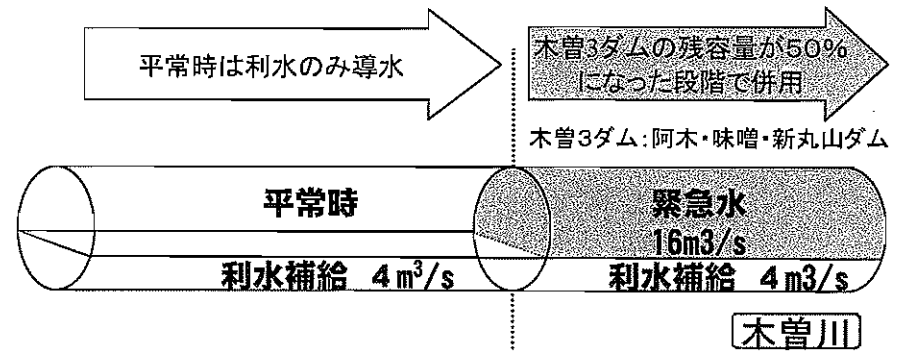
また、長良川中流部の河川環境の改善及び事業費の軽減を図るため木曽川への導水の一部を長良川を経由するものとする。



木曽川水系連絡導水路の使い方



木曽川3ダムの不特定容量からの補給



(独)水資源機構ホームページより

11 水力発電事業の民間譲渡について

1 地域貢献に関する課題の状況

(1) 確認書における地域貢献の取組課題

平成21年3月30日付で中部電力㈱と締結した「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」における地域貢献の取組課題14項目（別紙1参照）のうち、11項目は譲渡後も継続することで合意しています。

また、合意に至っていない3項目については、協議を続けているものの中部電力㈱への継承は困難な状況となっています。

①緊急発電放流

宮川ダムから三浦湾への緊急発電放流については、発電事業者が地域貢献の一環として実施するものとして、中部電力㈱と協議を行ってきたところです。

しかし、中部電力㈱からは高濁水により宮川第一・第二発電所の発電設備が破損するリスクはゼロではないこと、また、治水対策は県の役割であることなどから、受け入れられないとの見解が示されています。

②森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策

森林環境保全事業は、三重県が実施する森林環境創造事業に対して、水源涵養による保水力の向上、濁水の防止等の効果が期待できることから、平成13年度以降、宮川ダム上流域を対象とし、さらに、平成19年度以降は三瀬谷ダム上流域まで対象を拡大し、県補助金相当額（毎年約3千万円）を企業庁が負担しています。

また、奥伊勢湖環境保全対策は、三瀬谷ダム湖にゴミや流木が流れ込むのを防止することを主な目的に、大台町と企業庁で構成する奥伊勢湖環境保全対策協議会を設置し、必要な負担を行い、事業を実施しています。

これらの事業についても、発電事業者が地域貢献の一環として実施するものとして、中部電力と協議を行ってきたところです。

しかし、中部電力㈱からは森林環境保全事業、奥伊勢湖環境保全対策についても民間電気事業者の役割を超えるものであり、受け入れられないとの見解が示されています。

(2) 灌漑補給の取組

灌漑補給の取組については、確認書において、現在の運用を継続するとして中部電力㈱と合意しています。

なお、東海農政局が平成13年に国営宮川用水第二期土地改良事業の水利権を取得するにあたって、関係水利権者である企業庁が提示した「宮川ダムのかんがい補給容量7,500千 m^3 を超えて放流する場合は、東海農政局長の負担とする」（別紙2下線部参照）との同意条件について、中部電力㈱からは、譲渡後に関係者との間で問題が生じないように、県で整理するよう求められています。

このため、同意内容の趣旨や現状の運用などを踏まえ、同意条件を見直したうえで譲渡することとしており、東海農政局など関係者と協議を行っています。

2 設備・用地・権利関係

(1) 設備関係

老朽化設備の前倒し補修など、課題の解決に向けて引き続き計画的に進めています。

宮川第三発電所の建屋クラックについては、改修方法や施工分担等について、協議しており、また、維持管理上必要な設備図書の整理については、中部電力(株)の設備図書を参考に、譲渡後の維持管理に支障とならないよう順次整理を進めています。

さらに、県で取替・処分することとした使用中のPCB含有大型変圧器(5台)については、取替にあたっての設計委託の内容などについて協議を始めています。

<主な設備改修課題>

- ・鉄管塗装等、老朽化施設の前倒し補修
- ・PCB含有変圧器等の取替、宮川第三発電所のクラック、漏水補修等
- ・中部電力(株)が必要としない不要設備の整理

(2) 用地・権利関係

境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を引き続き進めています。また、未登記の解消、発電所敷地内の国有地の払い下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施できるよう進めています。

用地境界確認作業は、平成22年2月末時点で全1,229筆のうち1,173筆[95.4%]の確認が終わっています。

また、未登記物件19筆のうち4筆については、処理が完了しました。

3 譲渡価格

譲渡価格の考え方については、資産や収益性の観点、他県での譲渡事例、専門家の知見など、様々な要素を踏まえ、関係部局と連携して検討しています。

中部電力(株)との譲渡価格の協議については、双方の譲渡価格に対する考え方について協議しています。

4 譲渡目標時期

譲渡目標時期を平成22年度末とした場合、中部電力(株)が津市の給電制御所に譲渡された10発電所の運転監視システムを順次取り込むまで、三瀬谷発電所での運転監視システムを使う必要があります。

こうした中で、中部電力(株)が運転監視システムを整備する間、県による派遣や受託で対応してほしいと要望がありましたが、法律の制約などにより対応できないことから、システム整備期間に合わせて、平成22年度末から3～4年程度延ばすこととして、システム整備の方法、業務継承の方法などについて中部電力(株)と協議を進めています。

【協議内容】

課題	中部電力㈱の考え方	県の考え方
運転監視システムの整備	<ul style="list-style-type: none">・ 津市の給電制御所で運転監視するためのシステムを整備する間(3～4年程度)、現在の三瀬谷発電管理事務所システムを使用する。・ この間、県職員の派遣または県への受託で対応したい。	<ul style="list-style-type: none">・ 譲渡後の業務継承に職員の派遣は法上不可能であり、受託することも業務の性格上困難である。
PCB含有変圧器	<ul style="list-style-type: none">・ 機器劣化や社内基準等から取替時期にきている。・ 県で取替処理後に譲受したい。	<ul style="list-style-type: none">・ 当面の使用は可能。・ 平成22年度末までの取替は不可能

5 今後の対応

(1) 地域貢献に関する課題

緊急発電放流については、実施は極めて困難な状況であり、県としては引き続き努力していきますが、関係市町に対してはこうした状況を十分に説明していきます。

また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策についても、受け入れが困難な状況ですが、これまでの経緯を踏まえ、中部電力と引き続き協議していきます。

(2) 譲渡価格

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格となるよう、引き続き専門家の助言などを得ながら進めるとともに、収益性を考慮して事業価値の評価を行うなど、具体的な譲渡価格を算定していきます。

また、中部電力㈱とは、譲渡価格について引き続き協議を進めていきます。

(3) 今後のスケジュール

譲渡目標時期を平成22年度末から3～4年程度延ばすこととしましたが、中部電力㈱が運転監視システムの整備に着手するにあたっては、譲渡譲受に関する基本的な事項（譲渡譲受に係る範囲・時期・価格等）について合意が必要なことから、平成22年度の早い段階で、この合意ができるよう進めていきます。

H21.3.30付「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」別紙2 その1

地域貢献の取組の課題と対応方針

課 題		対 応 方 針
項 目	内 容	
1	宮川の流量回復	<p>○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m³）に、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せした毎秒0.5m³の放流を平成18年4月から実施している。</p> <p>○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、甲は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</p>
2	治水機能の確保	
	①宮川ダムにおける事前放流等	<p>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</p> <p>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</p>
	②三浦湾への緊急発電放流	<p>○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</p>
	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	<p>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</p>
3	灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	<p>○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</p> <p>○濁水時には、宮川濁水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</p>
4	三瀬谷ダムの工業用水	<p>○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。</p>
5	森林環境の保全	<p>○甲が実施する森林環境創造事業に対して、乙は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。</p>
6	稚鮎の放流（三瀬谷ダム）	<p>○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。</p>
7	三浦湾漁場環境の保全 (濁水調整)	<p>○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。</p>
8	三瀬谷ダムの流木除去	<p>○ダム運用に支障とならないよう、乙は必要に応じ流木除去を実施している。</p>
9	①三瀬谷ダム湖の漕艇場	<p>○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。</p>
	②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	<p>○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。</p>
10	三瀬谷ダム下流の濁水対策	<p>○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。</p>
11	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	<p>○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。</p>

三企第 358号

平成13年 3月28日

東海農政局整備部長 様

三重県企業庁長 堀田 晃

国営宮川用水第二期土地改良事業に伴う宮川ダムかんがい補給期間の変更に
ついて(回答)

平成13年3月26日付け12海整第630号(設)で依頼のありました条件4については、貴局の進める本事業は、宮川流域ルネッサンス事業の趣旨も踏まえ、より適切な宮川流水の運用が図られるものとして計画されていると考えており、依頼の趣旨は十分理解できますので、条件4をあらためて、同意条件を下記のとおりとします。

記

- 1 「宮川ダムのかんがい用水補給容量等に関する協定」第1項の「宮川ダムのかんがい補給期間」を4月11日から9月10日までとするものであること。
- 2 「同協定」第2項の「宮川用水頭首工における魚道に対する宮川ダムの補給期間」は6月10日から9月20日までとするものであること。
- 3 「宮川ダムのかんがい補給容量」7,500千 m^3 を超えて放流する場合は、東海農政局長の負担とするものであること。
- 4 国営宮川用水第二期土地改良事業が完了し本水利使用を開始する前に、三瀬谷発電所(三瀬谷ダム)設置に伴い締結された次の協定等を破棄することにあたって、新しい内容で協定を締結すべく、関係者間の調整を図ること。
 - (1) 三瀬谷発電所設置に伴う宮川かんがい用水の補給等に関する協定について
 - (2) 三瀬谷発電所設置に伴う宮川かんがい用水の補給等に関する覚書
 - (3) 三瀬谷調整池ダムおよび長ヶ逆調整池ダム操作の基本に関する覚書

以上